

# 熊谷市高齢社会対策基本計画

(含 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画)

(案)

令和3年度～令和5年度

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや



©熊谷市

令和3年1月

熊谷市



## 市長の挨拶



# 目 次

## 第 1 部 総 論

### 第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の趣旨	3
第 2 節 計画の位置付け	4
第 3 節 計画期間	4

### 第 2 章 高齢者を取り巻く環境の現状

第 1 節 高齢者の状況	5
第 2 節 高齢者施設等の状況	8
第 3 節 アンケート調査からみる高齢者の現状	9

### 第 3 章 計画の基本方針

第 1 節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像	22
第 2 節 基本理念	23
第 3 節 基本目標	24
第 4 節 施策の展開（施策体系）	25
第 5 節 重点課題	27

## 第 2 部 各 論

### 第 1 章 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

第 1 節 社会参加の促進	33
第 2 節 高齢者の就労支援	38
第 3 節 生涯学習・生涯スポーツの推進	40
第 4 節 介護予防・健康づくりの推進	44
第 5 節 コミュニティ意識の醸成	50
第 6 節 ボランティア活動の促進	54

### 第 2 章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

第 1 節 生活支援サービスの充実	57
第 2 節 認知症高齢者対策の推進	61

第3節	高齢者虐待防止の推進	65
第4節	地域の見守りネットワークの推進	68
第5節	成年後見制度に基づく権利擁護	70
第6節	地域包括ケアシステムの推進	74
第7節	介護保険事業の円滑な推進	85
第8節	入所施設の確保	87

### 第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

第1節	安心・安全の確保	89
第2節	高齢者にやさしいまちづくりの推進	94

### 第4章 計画の推進体制

第1節	推進体制の整備	98
第2節	計画の進捗管理	100

## 第3部 資料編

熊谷市高齢社会対策基本計画の策定経過	102
熊谷市高齢社会対策審議会条例	103
熊谷市高齢社会対策審議会委員名簿	104
第8期介護保険事業計画（抜粋）	「大里広域市町村圏組合で策定中のものを掲載予定」
用語解説	105

# 第1部 総論





# 第 1 章 計画の概要

## 第 1 節 計画の趣旨

---

我が国は、総人口が減少する一方、高齢者人口は年々増加しています。国が発表した「令和 2 年度版高齢社会白書」によると、令和元年 10 月 1 日現在の総人口は、1 億 2,617 万人で、このうち 65 歳以上の高齢者人口は 3,589 万人で高齢化率は 28.4%、75 歳以上の後期高齢者人口は、1,849 万人で総人口に占める割合は 14.7%です。そして、およそ 50 年後の 2065 年には、約 4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者となり、女性の平均年齢は 90 歳を超えると推計されています。

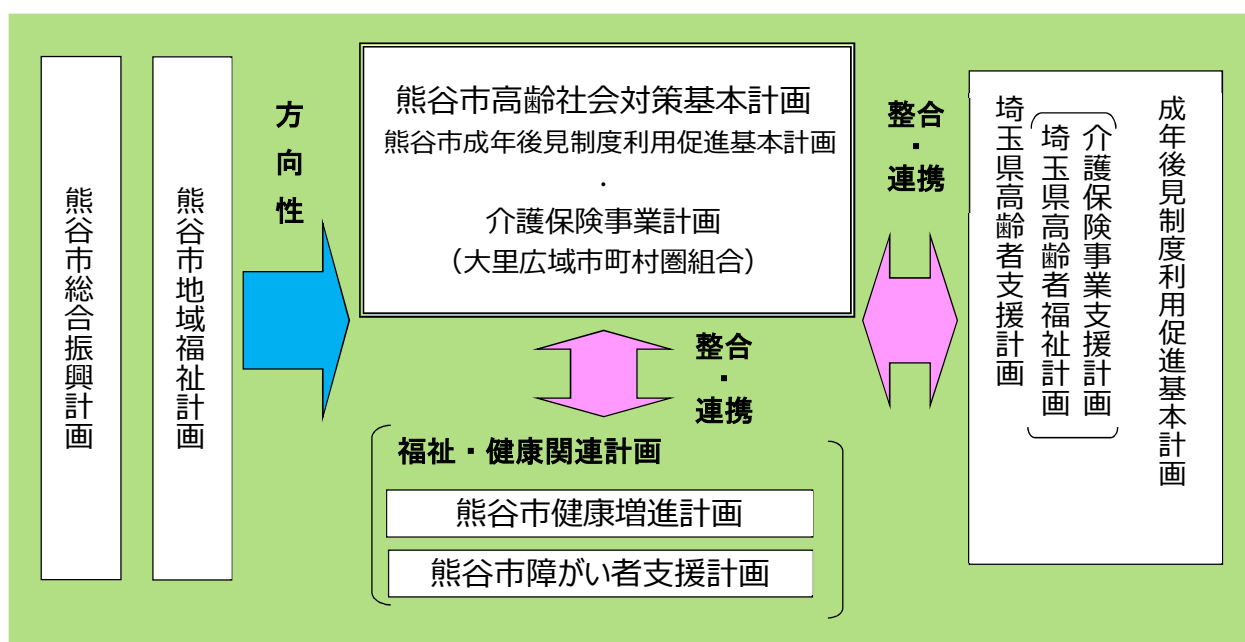
国では、これらの情勢を踏まえ、令和 2 年 6 月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を行うとしています。これにより、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のため、多方面から重層的に取り組むことができるようになりました。

本市においても、令和 2 年 10 月 1 日現在の高齢者人口は 57,518 人、高齢化率は 29.4% ですが、今後も高齢化の進行が予想されており、間もなく高齢化率が 30%を超えると推計されています。本計画は、こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、平成 30 年度から令和 2 年度までの前回計画を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とし、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる社会づくりの実現を計画的に推進するために策定したものです。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」として位置付けられ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、「市町村が定める基本的な計画」を含みます。

県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」と整合・連携するとともに、上位計画となる「熊谷市総合振興計画」や「熊谷市地域福祉計画」の方向性を踏まえ、関連する各個別計画とも整合・連携を図ることにより、高齢社会対策全般にわたる計画の推進並びに「老老介護」、「老障介護」及び「8050問題」等の高齢化の進展に伴い複雑化・複合化する課題への対応を図るものとします。



## 第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間です。

本計画は、前々回計画・前回計画を踏まえ、今後も着実に進行する高齢化と、令和5年に迎える高齢化率30.6%という本市の高齢社会の姿を念頭に置いた計画とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
前々回計画						本計画		評価・見直し					
		評価・見直し	前回計画										
					評価・見直し						次回計画		

## 第 2 章 高齢者を取り巻く環境の現状

### 第 1 節 高齢者の状況

#### 1 人口の推移

本市の高齢者人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 57,518 人、高齢化率 29.37%です。  
総人口はやや減少傾向にありますが、高齢者数は増加し続けており、平成 27 年から 5 年間で 5,418 人（10.4%）増加しています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	200,745	199,977	198,966	197,856	196,957	195,814
年少人口（15 歳未満）	24,454	24,027	23,566	23,043	22,595	22,162
生産年齢人口（15～64 歳）	124,191	122,360	120,665	119,068	117,690	116,134
高齢者人口（65 歳以上）	52,100	53,590	54,735	55,745	56,672	57,518
高齢化率	26.0%	26.8%	27.5%	28.2%	28.8%	29.4%

（各年 10 月 1 日現在）

#### 2 人口の将来推計

過去 5 年間の住民基本台帳及び外国人登録人口の数値を基にコーホート変化率法<sup>※</sup>にて人口推計しました。

※コーホート変化率法……あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が将来的に変化しないものと仮定して、将来人口を算出する方法。

計画の最終年度となる令和 5 年度では、高齢者人口 58,677 人（高齢化率 30.6%）と推計されます。

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
総人口	194,549	193,208	191,772	190,244	188,637	186,935
年少人口（15 歳未満）	21,713	21,177	20,646	20,121	19,637	19,170
生産年齢人口（15～64 歳）	114,781	113,666	112,449	111,101	109,853	108,676
高齢者人口（65 歳以上）	58,055	58,365	58,677	59,022	59,147	59,089
高齢化率	29.8%	30.2%	30.6%	31.0%	31.4%	31.6%

### 3 世帯の状況

国勢調査によると、平成 27 年 10 月現在で 65 歳以上の世帯員がいる世帯は 33,435 世帯 (43.5%) となっています。

これは平成 22 年 10 月現在と比較すると 4,381 世帯 (15.1%) 増加しています。また、高齢単身世帯は 7,462 世帯、高齢夫婦世帯は 7,904 世帯となっており、いずれも増加傾向にあります。

	平成 22 年 (市)	平成 27 年		
		市	県	全国
一般世帯総数	75,255	76,876	2,967,928	53,331,797
65 歳以上世帯員がいる一般世帯	29,054	33,435	1,160,223	21,713,308
(一般世帯総数に占める割合)	38.6%	43.5%	39.1%	40.7%
65 歳以上高齢単身世帯数	5,630	7,462	275,777	5,927,686
(一般世帯総数に占める割合)	7.5%	9.7%	9.3%	11.1%
高齢夫婦世帯数	6,195	7,904	296,188	5,247,936
(一般世帯総数に占める割合)	8.2%	10.3%	10.0%	9.8%

(資料：国勢調査)

※高齢夫婦世帯とは、夫婦ともに 65 歳以上の世帯としています。

国勢調査では、世帯構成 (単身や高齢夫婦のみ世帯) を調査していますが、5 年ごとの調査であるため、最新の調査結果が平成 27 年となっています。

単身高齢者数及び世帯を把握するものとして、単身高齢者台帳の登録者数及び住民基本台帳上の単身高齢者数があります。

単身高齢者台帳の登録者数については、令和 2 年 4 月現在で 2,440 人、住民基本台帳上の単身高齢者数は 13,620 人となっています。

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
単身高齢者台帳登録者数	2,350	2,439	2,440
住民基本台帳上の単身高齢者数	12,675	13,201	13,620

(各年 4 月 1 日現在)

※なお、住民基本台帳上の単身高齢者数には、施設入所者や世帯分離を行っている場合などが含まれています。

#### 4 要支援・要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数は年々増加し続けており、令和 2 年度で 9,519 人となっています。認定者の中では要介護 1 の占める割合が 21.3%と最も高くなっています。

年 度	平成 30 年度	構成比(H30)	令和元年度	構成比(R1)	令和 2 年度	構成比(R2)
合 計	9,395	100.0%	9,440	100.0%	9,519	100.0%
要支援 1	1,175	12.5%	1,093	11.6%	1,136	11.9%
要支援 2	1,117	11.9%	1,114	11.8%	1,078	11.3%
要介護 1	1,874	19.9%	1,939	20.5%	2,024	21.3%
要介護 2	1,632	17.4%	1,651	17.5%	1,617	17.0%
要介護 3	1,468	15.6%	1,481	15.7%	1,450	15.2%
要介護 4	1,276	13.6%	1,289	13.7%	1,399	14.7%
要介護 5	853	9.1%	873	9.2%	815	8.6%

(各年 9 月 3 0 日現在)

計画期間中も認定者の増加が見込まれ、計画の最終年度となる令和 5 年度には 10,836 人になると推計されます。

年 度	令和 3 年度	構成比(R3)	令和 4 年度	構成比(R4)	令和 5 年度	構成比(R5)
合 計	9,811	100.0%	10,313	100.0%	10,836	100.0%
要支援 1	1,166	11.9%	1,227	11.9%	1,289	11.9%
要支援 2	1,108	11.3%	1,163	11.3%	1,219	11.3%
要介護 1	2,084	21.2%	2,189	21.2%	2,298	21.2%
要介護 2	1,667	17.0%	1,751	17.0%	1,839	17.0%
要介護 3	1,497	15.3%	1,576	15.3%	1,657	15.3%
要介護 4	1,448	14.8%	1,524	14.8%	1,606	14.8%
要介護 5	841	8.6%	883	8.6%	928	8.6%

※大里広域市町村圏組合による圏域全体の推計値から熊谷市分を算定した値

## 第 2 節 高齢者施設等の状況

---

### 1 高齢者施設

#### ■ 健康づくり施設

高齢者福祉の増進を図る施設として、老人福祉センター及び老人憩の家を設置しています。また、老人憩の家と児童館の複合施設として箱田高齢者・児童ふれあいセンターを設置し、高齢者と児童の交流を図っています。

○老人福祉センター（別府荘・上之荘・ひかわ荘・江南荘）	4 施設
○老人憩の家（荒川荘・平戸荘・吉岡荘・めぬま荘）	4 施設
○箱田高齢者・児童ふれあいセンター	1 施設

#### ■ 入所施設

居宅での生活が困難な高齢者等が入所する市内の施設は以下のとおりです。

○養護老人ホーム	1 施設	（定員 110 人）
○軽費老人ホーム	1 施設	（定員 200 人）
○ケアハウス	4 施設	（定員 250 人）
○有料老人ホーム	20 施設	（定員 1,394 人）
○サービス付き高齢者向け住宅	15 施設	（定員 369 人）
○介護老人福祉施設（地域密着型 20 床を含む。）	14 施設	（定員 1,128 人）
○介護老人保健施設	5 施設	（定員 500 人）
○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	12 施設	（定員 204 人）

（令和 2 年 10 月 1 日現在）

### 2 相談窓口

高齢者の保健福祉に関する相談は、主に以下の窓口で受け付けています。

- 熊谷市福祉部長寿いきがい課
- 各行政センター福祉担当（大里、妻沼、江南）
- 地域包括支援センター
- 保健センター
- 熊谷市社会福祉協議会（熊谷、大里、妻沼、江南）
- あんしんサポートねっと（熊谷市社会福祉協議会）
- 認知症疾患医療センター
- 熊谷保健所
- 医療機関（かかりつけの医療機関、専門医、在宅歯科医療推進窓口）
- 薬局（健康サポート薬局や、かかりつけの薬局・薬剤師）

上記以外にも、地域の民生委員・児童委員や介護保険事業所でも相談に応じています。

## 第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状

計画策定にあたり、市民の高齢福祉に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

### 1 アンケート調査の概要

- 調査対象：市内在住の40歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない市民2,500人  
(内訳：40歳以上60歳未満1,000人、60歳以上1,500人)
- 調査期間：令和2年5月8日～5月29日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 回収状況：回収数 1,385票 回収率 55.4%

### 2 集計結果の概要（前回との比較を含む。）

- 前回：平成29年5月8日～5月23日（対象者：60歳以上2,000人）  
※「前回」…前回（平成30年度～令和2年度）計画策定時において平成29年度に実施したもの。回収率は61.65%
- 表中の  網掛け部分は特に変化がみられた箇所（5ポイント以上の増減）
- なお、無回答及び複数回答があるため、100%にならない箇所もあります。

#### ■ご本人について

##### ○性別

	前回	今回
男性	44.2%	44.4%
女性	54.3%	54.1%

##### ○年齢

	前回	今回
40～49歳	－	16.8%
50～59歳	－	15.2%
60～64歳	20.1%	13.6%
65～69歳	26.1%	17.8%
70～74歳	21.7%	17.4%
75～79歳	15.8%	10.9%
80～84歳	9.7%	5.2%
85歳以上	5.1%	1.9%

※40代、50代は今回の調査から新設しました。

○世帯状況

	前回	今回
ひとり暮らし	12.7%	11.8%
夫婦のみ	40.7%	35.2%
本人とその他の高齢者のみ	5.6%	7.0%
多世代世帯	29.8%	32.1%
その他	9.5%	12.4%

■暮らしについて

〔アンケートの分析〕

- ・日常的に行き来のある親族がない人の割合が増加（前回 30.9%→今回 31.9%）
- ・近所との付き合い方から、コミュニケーションの希薄化がうかがえる。

○日常的に行き来のある親族

	前回	今回
1 いる	63.2%	63.9%
2 いない	30.9%	31.9%

○ご近所との付き合い方

	前回	今回
1 日ごろから助け合っている	15.4%	12.7%
2 気の合った人とは親しくしている	29.7%	21.9%
3 たまに立ち話をする程度	24.8%	22.9%
4 顔が合えば挨拶をする程度	24.0%	34.9%
5 ほとんど付き合いはない	3.8%	6.4%
6 その他	0.6%	0.3%

■健康づくりについて

〔アンケートの分析〕

- ・現在、健康だと感じていますか「とても健康、ある程度健康」を合わせやや増加（前回 79.4%→今回 80.8%）
- ・健康で気になることは「運動不足」が最も多く、増加している（前回 43.0%→今回 53.6%）、次に「生活習慣病」を気にしている割合が高くなっている。
- ・知りたいことは「認知症の予防」45.3%と「生活習慣病にならないための工夫」39.9%のほか「望ましい食生活」25.7%についても関心が高まっている。



○現在、健康だと感じていますか

	前回	今回
1 とても健康だと感じている	10.9%	10.6%
2 ある程度、健康だと感じている	68.5%	70.2%
3 あまり健康だとは感じていない	15.7%	16.2%
4 まったく健康だとは感じていない	3.3%	2.7%

○健康で気になること

	前回	今回
1 たばこの吸いすぎ	5.7%	8.3%
2 お酒の飲みすぎ	7.8%	9.1%
3 運動不足	43.0%	53.6%
4 ストレスや悩みが多い	17.8%	21.4%
5 睡眠不足	14.8%	17.3%
6 休養が十分にとれない	5.0%	7.0%
7 肥満・血圧等生活習慣病	36.3%	40.9%
8 栄養が偏っている	7.1%	7.4%
9 物忘れが多い	15.9%	12.0%
10 その他	9.7%	6.9%

○健康について知りたいこと

	前回	今回
1 生活習慣病にならないための工夫について	37.8%	39.9%
2 望ましい食生活について	25.8%	25.7%
3 運動の方法について	24.3%	25.4%
4 認知症の予防について	50.2%	45.3%
5 寝たきり予防について	23.0%	23.0%
6 検診の内容や受け方について	11.1%	15.1%
7 歯の健康について	14.7%	17.9%
8 その他	4.3%	5.0%

■地域活動について

〔アンケートの分析〕

- ・町内会・自治会、ボランティア活動に「よく参加する」割合が減少（前回 17.6%→今回 14.8%）、「まったく参加しない」割合が増加（前回 25.0%→今回 29.4%）
- ・今後、社会活動として取り組みたいと思う分野では、「健康づくり（食生活改善活動、健康法・体操の指導など）」16.9%、「生産・就業（農業・園芸指導、シルバー人材センターな

ど) 」11.8%、「生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）」11.3%となっている。しかし、「特にない」が 29.3%と多い。

○町内会・自治会、ボランティア活動への参加状況

	前回	今回
1 よく参加する	17.6%	14.8%
2 ときどき参加する	30.9%	29.7%
3 あまり参加しない	23.5%	24.6%
4 まったく参加しない	25.0%	29.4%

○社会活動として取り組みたいと思う分野

	前回	今回
1 生産・就業（農業・園芸指導、シルバー人材センターなど）	10.4%	11.8%
2 健康づくり（食生活改善活動、健康法・体操の指導など）	19.5%	16.9%
3 教育・文化（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承など）	5.4%	8.1%
4 生活環境改善（環境美化活動、リサイクル活動など）	10.0%	11.3%
5 福祉（介護・家事援助、施設訪問など）	7.9%	5.7%
6 まちづくり（地域活性化、自治会、町内会の世話役など）	6.5%	5.9%
7 交流（世代間交流、国際交流など）	5.4%	6.0%
8 特にない	27.8%	29.3%
9 その他	3.1%	3.2%

■生きがい・仕事について

〔アンケートの分析〕

- ・現在、行っていることでは、「友人や気の合った仲間との付き合い」が 44.7%と最も多く、続いて「趣味の活動（旅行やドライブ等）」を行っている人の割合が 37.7%と多い。
- ・現在、生きがいを感じることで、「友人や気の合った仲間との付き合い」が 41.2%、「趣味の活動（旅行やドライブ等）」が 36.9%、「家族や孫と過ごすこと（団らん）」が 35.8%と友人家族等身近な範囲での共通の趣味等に生きがいを感じている人の割合が多い。
- ・今後、行ってみたいことでは、「健康づくり・体力づくり」が 34.7%、「趣味の活動（旅行やドライブ等）」が 32.4%と多い一方で、「長寿クラブ活動」は 4.9%、「町内会・自治会等の地域活動」は 6.2%と友人家族を超えた範囲の集まりに参加を希望する人の割合は少ない。
- ・現在働いている割合が増加（前回 33.6%→今回 38.8%）。何歳まで働きたいかについては、「61～65 歳」が減少（前回 19.6%→今回 18.9%）し、「66～70 歳」が増加している。

○現在、行っていること

	前回	今回
1 働くこと	34.4%	30.4%
2 学習や教養を高めるための活動	12.5%	11.9%
3 健康づくり・体力づくり	34.8%	36.2%
4 スポーツ	15.7%	14.5%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	31.0%	33.7%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	44.6%	44.7%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	39.6%	37.7%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	8.3%	8.4%
9 長寿クラブ活動	6.1%	4.6%
10 町内会・自治会等の地域活動	10.8%	11.4%
11 その他	2.9%	3.5%
12 特にない	9.7%	8.8%

○現在、生きがいを感じること

	前回	今回
1 働くこと	28.6%	24.9%
2 学習や教養を高めるための活動	11.4%	10.4%
3 健康づくり・体力づくり	24.4%	24.4%
4 スポーツ	12.8%	11.5%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	31.2%	35.8%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	40.0%	41.2%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	37.1%	36.9%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	5.6%	6.4%
9 長寿クラブ活動	3.6%	2.8%
10 町内会・自治会等の地域活動	6.1%	5.4%
11 その他	2.4%	3.8%
12 特にない	10.4%	10.4%

○今後、行ってみたいこと

	前回	今回
1 働くこと	12.2%	13.0%
2 学習や教養を高めるための活動	15.6%	16.8%
3 健康づくり・体力づくり	36.5%	34.7%
4 スポーツ	10.4%	8.7%
5 家族や孫と過ごすこと（団らん）	13.2%	16.3%
6 友人や気の合った仲間との付き合い	21.3%	25.3%
7 趣味の活動（旅行やドライブ等）	30.1%	32.4%
8 社会奉仕活動（ボランティア）	12.2%	10.4%
9 長寿クラブ活動	6.5%	4.9%
10 町内会・自治会等の地域活動	5.2%	6.2%
11 その他	2.4%	2.2%
12 特にない	16.5%	18.0%

○現在、会社や組織で働いていますか

	前回	今回
1 働いている	33.6%	38.8%
2 働いていない	63.9%	59.6%

○何歳まで働きたいと考えているか

	前回	今回
1 ～60 歳まで	0.0%	0.0%
2 61～65 歳まで	19.6%	18.9%
3 66～70 歳まで	29.2%	32.9%
4 71～75 歳まで	27.1%	25.6%
5 76～80 歳まで	14.2%	11.4%
6 81 歳以上まで	8.9%	8.1%

## ■ 人権・権利擁護について

### 〔アンケートの分析〕

- ・高齢者虐待を見聞きしたことがある人の割合が減少し（前回 14.8%→今回 11.8%）、見聞きした時の対応としてはそのことを「家族に話した」47.0%が最も多い。一方で「近所の人と話した」が減少（前回 31.1%→今回 17.1%）し、「特に何もしなかった」が増加（前回 10.4%→今回 16.5%）した。
- ・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）、高齢者虐待防止法については「知らない」がそれぞれ 50%以上となっている。
- ・成年後見制度については「内容を知っている」が減少（前回 33.5%→今回 32.2%）し、「知らない」が増加（前回 18.4%→今回 25.4%）している。

#### ○ 高齢者虐待を見聞きしたことの有無

	前回	今回
1 ある	14.8%	11.8%
2 ない	83.0%	86.5%

#### ○ 高齢者虐待を見聞きしたときの対応

	前回	今回
1 警察に通報した	4.9%	5.5%
2 市役所や関係機関などに連絡した	6.0%	9.2%
3 地域の民生委員・児童委員に連絡した	9.8%	5.5%
4 近所の人とそのことについて話をした	31.1%	17.1%
5 自分の家族とそのことについて話をした	47.5%	47.0%
6 当事者と直接、話をした	5.5%	9.2%
7 特に何もしなかった	10.4%	16.5%
8 その他	8.7%	14.0%

#### ○ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	8.1%	7.6%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	38.3%	30.5%
3 知らない	51.1%	59.9%

#### ○ 高齢者虐待防止法について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	8.9%	8.2%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	43.6%	36.0%
3 知らない	44.8%	54.1%

○成年後見制度について知っているか

	前回	今回
1 内容を知っている	33.5%	32.2%
2 内容は知らないが、聞いたことはある	44.0%	40.5%
3 知らない	18.4%	25.4%

■消費生活などの安全について

〔アンケートの分析〕

- ・高齢者を狙った悪質商法に対する不安では「とても不安」が増加（前回 12.3%→今回 18.4%）した。
- ・過去 1 年くらいで実際に悪質商法の被害や勧誘にあったことがある人は、「1 回ある」が減少している一方、「2 回以上ある」が増加した。（1 回ある 前回 7.1%→今回 6.6%）（2 回以上ある 前回 2.1%→今回 2.7%）

○悪質商法に対する不安感

	前回	今回
1 とても不安	12.3%	18.4%
2 どちらかといえば不安	34.7%	37.3%
3 どちらともいえない	12.4%	11.3%
4 あまり不安ではない	25.5%	21.7%
5 不安ではない	13.1%	10.0%

○過去 1 年くらいでの悪質商法の被害・勧誘の有無

	前回	今回
1 ある（1 回）	7.1%	6.6%
2 ある（2 回以上）	2.1%	2.7%
3 ない	88.3%	89.7%

## ■高齢者福祉サービスについて

### 〔アンケートの分析〕

- ・福祉に関する情報源について、「市の広報紙で」が56.0%で最も多い。
- ・「家族から」の割合が微増（前回13.2%→今回16.8%）している。

### ○高齢者福祉についての情報源

	前回	今回
1 家族から	13.2%	16.8%
2 近所の人や知り合いから	23.0%	19.9%
3 所属しているサークルや団体から	6.3%	5.1%
4 民生・児童委員から	6.2%	4.3%
5 市の広報紙で	58.2%	56.0%
6 社会福祉協議会の広報紙で	22.1%	18.5%
7 ラジオ・テレビ（・インターネット※）で	33.3%	31.6%
8 新聞や雑誌で	36.4%	28.3%
9 インターネットで	—	14.7%
10 その他	4.0%	6.9%

※情報源を「インターネット」からとした回答については、前回調査時は「ラジオ・テレビ」に含まれていましたが、今回調査では分離しました。

## ■認知症について

### 〔アンケートの分析〕

- ・認知症について知っていること（複数回答可）では、「誰にでも発症しうる病気」85.0%を筆頭に、各項目ともに割合が高く、ほとんどの人が認知症に関する何かしらの知識を持っていることが分かる。ただし、前回調査より「早期に気づけば、進行を遅らせることもある」や「初期では気づきにくい」といった項目の回答率が減少していることから、早期発見の重要性について周知していくことが必要である。
- ・認知症になったらどこで暮らしたいかでは、「介護施設」52.6%が「自宅」25.7%の倍以上の割合となっているが、「介護施設」と回答した人の中でも67.7%が「家族や周りの人に迷惑をかけるから」を選択しており他の回答割合よりも圧倒的に高い。
- ・また、「介護者がいない」が11.0%となっており、単身であったり、家族がいても身近に介護者がいないという背景が考えられる。
- ・認知症の方をどのように支えていけば良いかについては、「住みなれた地域で穏やかに生活できるような気にかける」が28.0%、「地域全体で支えていくネットワークが必要」が25.3%と、「地域とのつながり」に関する回答の割合が高い一方、「どのような対応をしてよいのか方法が分からない」が27.9%であり、認知症に対する知識はあるが、具体的にどう対応したら良いか分からないという状況がうかがえる。

○認知症について知っていること

	前回	今回
1 誰にでも発症しうる病気	82.3%	85.0%
2 進行すると、日常生活が困難になることがある	81.4%	83.0%
3 早期に気づけば、進行を遅らせることもある	71.0%	65.1%
4 初期では気づきにくい	64.7%	58.1%
5 周囲の理解と対応が不可欠	60.4%	56.9%
6 わからない	3.1%	2.2%
7 その他	1.4%	1.3%

○あなたがもし認知症になったら、どこで暮らしたいですか

	前回	今回
1 介護施設	58.0%	52.6%
2 自宅	25.9%	25.7%
3 病院	—	2.67%
4 わからない	12.9%	16.0%
5 その他	0.7%	1.7%

○介護施設で暮らしたい理由

	前回	今回
1 家族や周りの人に迷惑をかけるから	66.9%	67.7%
2 施設の方が安心だから	17.5%	20.0%
3 介護者がいないから	14.5%	11.0%
4 その他	0.8%	0.0%

○認知症の方をどのように支えていけば良いか

	前回	今回
1 住みなれた地域で穏やかに生活できるよう気にかける	30.8%	28.0%
2 地域全体で支えていくネットワークが必要	23.8%	25.3%
3 どのような対応をしてよいのか方法が分からない	23.2%	27.9%
4 家族も安心して日常生活を営めるよう近所づきあいに協力	16.0%	13.7%
5 あまりかかわりたくない	2.2%	2.0%



## ■これからの高齢社会について

### 〔アンケートの分析〕

- ・自分にとっての高齢期は「75歳～79歳」24.8%で最も多く、次に多いのが「70歳～74歳」（前回 19.1%→今回 24.6%）であり、前回の「80歳～84歳」（前回 25.3%→今回 20.6%）を上回っている。
- ・特に不安を感じることは「健康」80.4%、「介護」58.0%、「生活費」42.8%。
- ・高齢期の過ごし方は「自由な時間を楽しみたい」の割合が多い（66.3%）。一方で「地域の人たちとのつきあいを大切にしたい」が大幅に減少（前回 41.4%→今回 31.7%）した。
- ・地域の評価では「駅や公共施設のバリアフリー」（十分とまあまあを合わせて 55.6%）が比較的评价が高い。
- ・力を入れるべき施策では「健康づくりの推進」が前回より減少（前回 61.1%→今回 55.7%）しているが、今回も割合では一番多い。
- ・住む場所を考えると重視することでは「医療や福祉が充実」（62.5%）が最も多い。また、「道路や交通が便利なこと」、「買物が便利でにぎわいがあること」の割合が大きい。

### ○自分にとって高齢期は何歳ぐらいからだと思いますか

	前回	今回
1 60～64歳	0.6%	2.7%
2 65～69歳	3.5%	7.4%
3 70～74歳	19.1%	24.6%
4 75～79歳	29.9%	24.8%
5 80～84歳	25.3%	20.6%
6 85歳以上	5.9%	5.1%
7 一概に言えない	11.6%	11.4%
8 わからない	1.9%	1.4%

### ○高齢期に対して、特に不安を感じることは何ですか

	前回	今回
1 健康	84.9%	80.4%
2 介護	57.2%	58.0%
3 住宅	4.2%	5.2%
4 生活費	33.7%	42.8%
5 家族	18.5%	16.8%
6 友人・仲間	3.9%	3.3%
7 生きがい	15.4%	13.2%
8 社会参加	2.4%	2.0%
9 就業・仕事	2.1%	3.6%
10 交通手段	29.4%	23.8%
11 災害・犯罪	14.0%	15.9%
12 その他	0.7%	1.2%

○自分の高齢期の過ごし方

	前回	今回
1 友人や仲間を増やしたい	24.2%	21.8%
2 自分の経験や実績を生かし、社会に役立つことをしたい	16.1%	19.0%
3 自分自身の教養や知識を高めたい	19.9%	20.7%
4 地域の人たちとのつきあいを大切にしたい	41.4%	31.7%
5 自由な時間を楽しみたい	61.3%	66.3%
6 その他	3.2%	3.0%

○地域の状況の評価

	十分	まあまあ	あまりよくない	不十分	わからない
ア 歩道などの歩きやすさ	5.3%	43.3%	28.5%	16.0%	4.3%
イ 施設のバリアフリー	5.5%	50.1%	18.6%	9.5%	12.9%
ウ 交通機関の使いやすさ	5.1%	35.2%	29.9%	20.0%	6.5%
エ 防災対策や避難体制	1.9%	27.7%	26.1%	21.1%	19.6%
オ 住民の交流の場や機会	2.2%	35.5%	24.6%	10.8%	24.0%
カ 福祉情報の入手	2.0%	28.7%	25.6%	17.1%	23.5%

○これからの高齢社会において力を入れるべき施策

	前回	今回
1 働く場所についての情報提供・紹介	14.4%	25.0%
2 健康づくりの推進	61.1%	55.7%
3 高齢者に配慮した住宅、住環境の整備	21.7%	24.0%
4 歩道の段差をなくすなど高齢者にやさしいまちづくり	38.1%	35.2%
5 長寿クラブ・趣味グループなどの紹介・相談	22.2%	19.6%
6 ボランティアグループなどの紹介・相談	11.4%	11.2%
7 スポーツの場の充実	10.6%	14.2%
8 学習や講座などの機会の拡大	15.4%	16.1%
9 高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成	47.1%	38.9%
10 その他	2.3%	3.2%

○高齢期に住む場所を考えると重視すること

	前回	今回
1 子供や親との同居	12.7%	10.5%
2 子供や親の家からの距離	15.6%	18.8%
3 友人や仲間がいること	29.4%	24.3%
4 土地柄や地域性が合うこと	5.7%	9.2%
5 自然環境がよいこと	25.0%	24.3%
6 土地や農地が手に入ること	0.8%	1.2%
7 住宅が手に入ること	1.9%	3.5%
8 道路や交通が便利なこと	40.6%	40.5%
9 文化施設が充実していること	5.4%	5.2%
10 学校や教育環境がよいこと	0.7%	0.7%
11 就業の場や職場が得られること	2.4%	4.0%
12 生きがいや趣味が得られること	15.7%	15.3%
13 医療や福祉が充実していること	63.8%	62.5%
14 買物が便利でにぎわいがあること	34.6%	31.4%
15 災害や犯罪の不安がないこと	22.9%	22.6%
16 その他	0.6%	0.5%

## 第3章 計画の基本方針

### 第1節 熊谷市が目指す高齢社会の将来像

本市が目指す高齢社会の将来像について、高齢期を迎えても安心して暮らせる社会にするために、熊谷市総合振興計画の方向性、また、令和2年度までの前回計画の継続性等を踏まえ、以下のとおりとします。

**いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや**

#### 具体的には

- ・高齢者一人一人が、自ら継続的に健康づくりや介護予防に取り組んでいる社会
- ・高齢者一人一人が、豊かな知識、経験、能力を生かして活躍できるよう、就労、ボランティア、生涯学習、趣味、スポーツなど積極的に社会活動に参加する社会
- ・高齢者一人一人に対して、生活機能が低下し支援が必要になった場合には、医療と保健、介護、福祉そして地域が密着し、連携して支援することができる社会
- ・高齢者一人一人の尊厳が守られ、どのような状態であっても、その人らしさが尊重され、安心して生活を送ることができる社会

## 第2節 基本理念

---

本市が目指す高齢社会の将来像を踏まえ、本計画の推進に当たっての基本理念について、前回計画の理念を引き継ぎ、以下のとおり設定します。

### 理念1 健康と生きがい

□高齢者の健康で自立した生活を支援し、高齢者が生きがいを持って生活できることを目標としていきます。

### 理念2 生涯現役

□高齢者が、元気で長生きし、知識や経験を生かし、生涯現役で通せるような社会づくりを目標としていきます。

### 理念3 自立と選択

□介護サービスの提供等の中で、介護予防事業の推進とともに高齢者の自立性、選択性が確保され、権利の擁護が図られることを重視していきます。

### 理念4 支え合い・連携

□市民、行政、民間事業者等がともに協力し合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのネットワークづくりを進めます。

## 第3節 基本目標

本市が目指す高齢社会の将来像の実現に向け、基本理念に基づき、本計画で目指す基本目標を以下のとおり設定します。

### 目標1 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

－生きがい・交流づくりの推進－

- 高齢者が、いつまでも健康で生きがいを持って、地域活動や社会貢献などに参加でき、自立した生活を送ることができるまちをつくれます。
- 高齢者を取り巻く周囲の方の意識の向上や、ボランティアの育成など、地域で支え合う、あたたかい心の通うまちをつくれます。

### 目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

－生活支援の推進－

- 支援が必要な高齢者が、安心して生活できる福祉サービスの充実を図り、ひとり暮らしの高齢者や、認知症高齢者とその家族をはじめ、だれもが地域で安心して暮らせるまちをつくれます。

### 目標3 安全で快適に暮らせるまちをつくる

－住宅・生活環境整備の推進－

- 高齢者が、社会生活の様々な場面で、安全で快適に暮らせるよう、まちづくりや、施設・住居の整備、交通安全、防犯及び防災の対策など、生活環境の整備を進め、高齢者にやさしいまちをつくれます。

## 第4節 施策の展開（施策体系）

いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや

### 基本理念

健康と生きがい

生涯現役

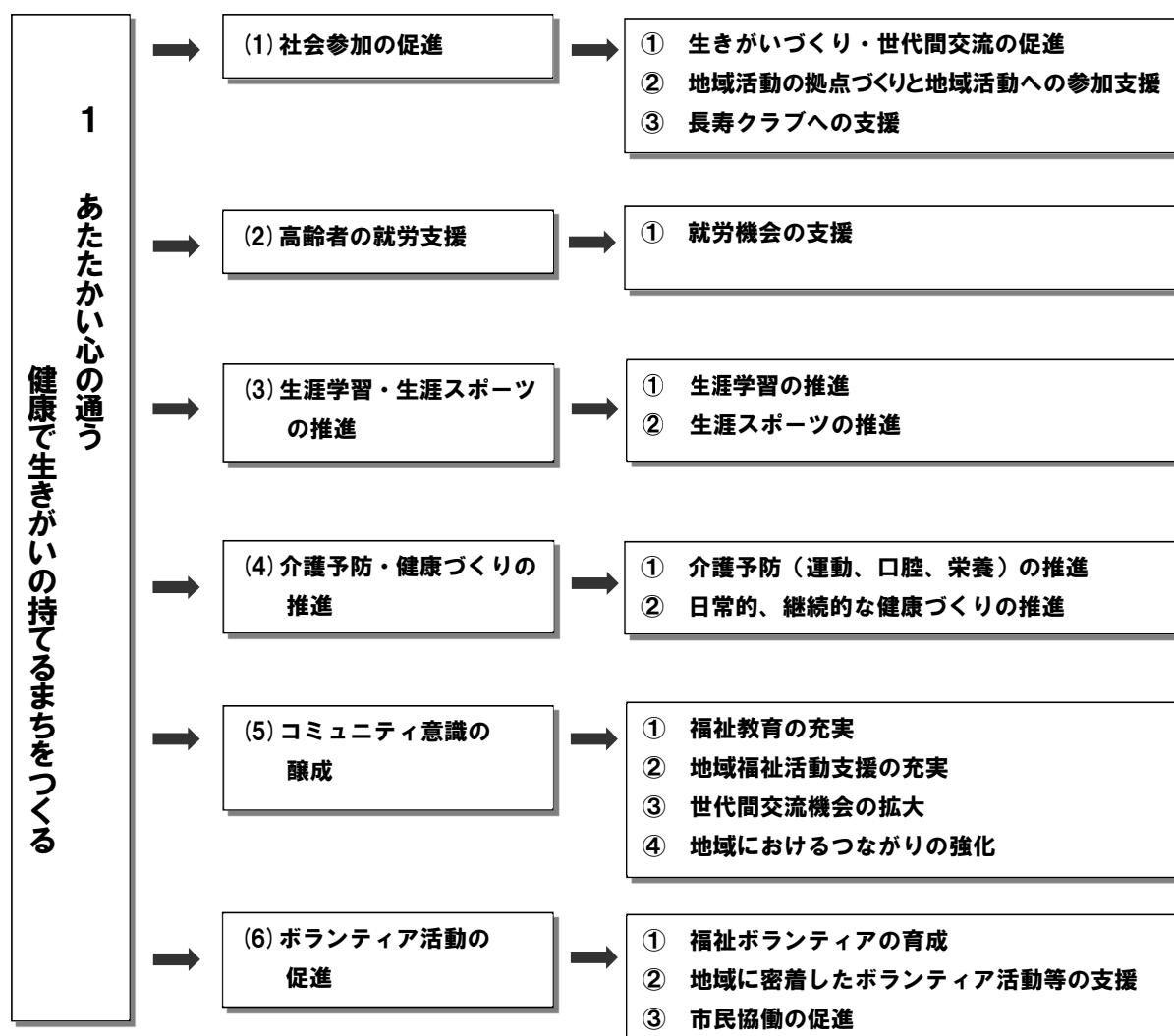
自立と選択

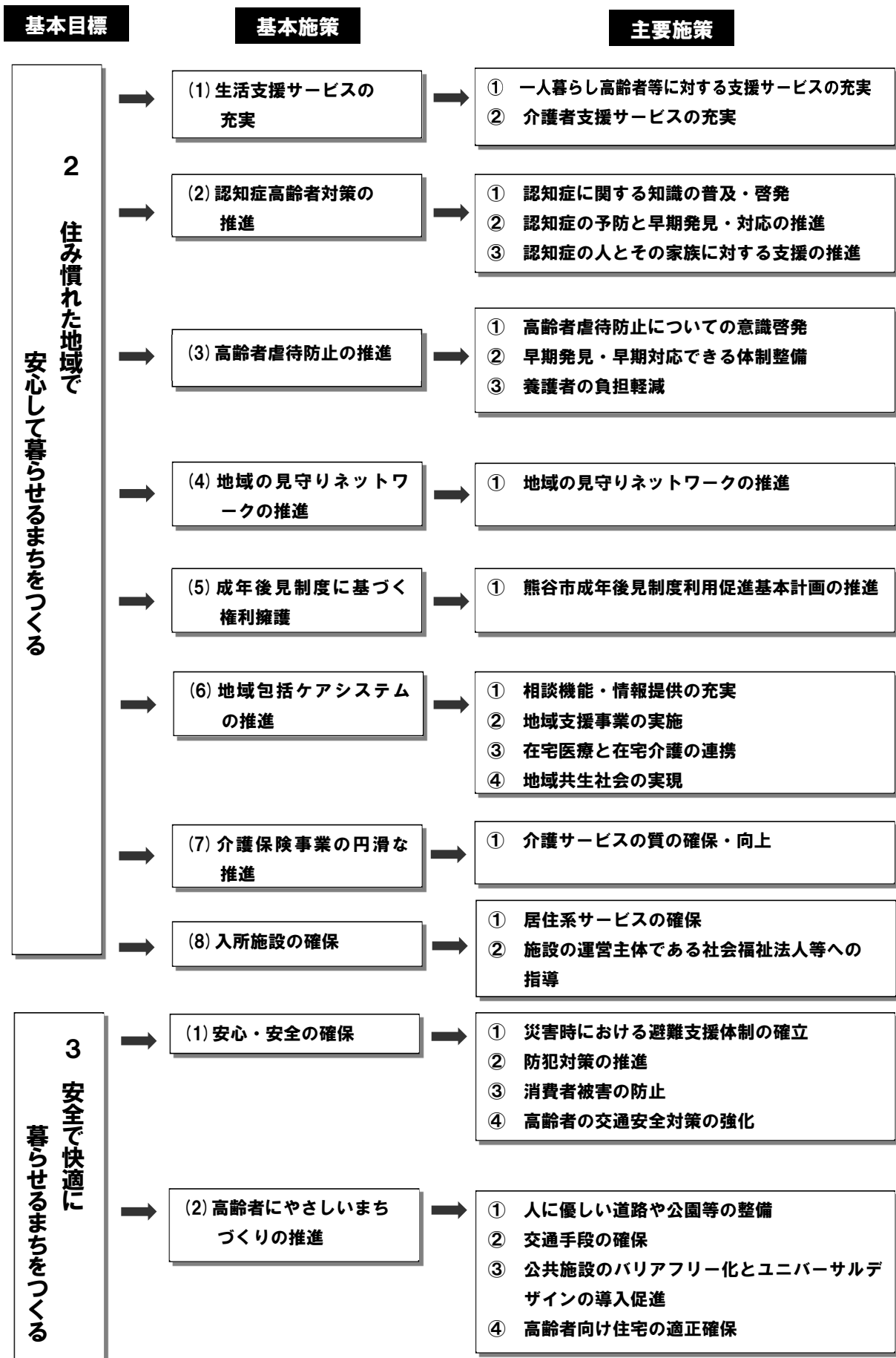
支え合い・連携

### 基本目標

### 基本施策

### 主要施策







## 第5節 重点課題

---

施策を展開するなかで、本計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を、アンケート結果や前回計画での取組状況等を踏まえ、以下のとおりとします。

### 課題1 健康づくりの推進

健康づくりは、市民が自主的・主体的に、そして楽しく気軽に取り組めるように、また、生涯学習や生涯スポーツなどを通じ、コミュニケーションを図りながら継続的に行われることが重要です。このためには、地域や関係団体等と協力しながら、「熊谷市第4次健康増進計画」の基本目標に基づくとともに、介護保険や医療保険と連携して、家庭や地域で継続して自主的・自発的に健康づくりに取り組めるような情報提供や環境づくりが求められます。

- ・日常的・継続的な健康づくりの推進
- ・気軽に楽しめる生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・地域の長寿クラブや地域公民館等との連携
- ・運動機能や口腔機能の維持・向上、適切な栄養摂取など高齢者の健康づくりの啓発・情報提供

### 課題2 介護予防の推進

多くの高齢者は、将来の自身の心身について不安を抱えています。できるだけ長く自立した生活を送ることができるよう、一般介護予防事業の周知強化と自主的・自発的な活動をより促進して、自ら介護予防に取り組む高齢者が増えるよう支援していくことが求められます。

また、高齢者が病気になっても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における包括的、継続的な医療・介護の関係機関の連携が求められています。

- ・介護保険の地域支援事業等との連携による予防の推進
- ・在宅医療と在宅介護の連携
- ・介護予防についての知識の普及・啓発
- ・一般介護予防事業等の参加者の増加促進

### 課題3 市民協働の促進

多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を見守り、支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力が不可欠です。また、市民の意向を的確に把握するとともに

に、市民活動団体と行政がお互いの提案に基づき、共通の課題解決に向けて取り組むことで、より多様な価値観や住民ニーズに対応していく必要があります。

- ・協働事業による新たな支援の拡充
- ・介護者サロン等の支援

#### **課題 4 認知症高齢者対策と高齢者虐待防止の推進**

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦の世帯の増加など、家族や地域社会の介護や援助が必要な高齢者が、さらに増加することが予想されます。

特に、認知症高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくほか、医療と介護、地域が相互に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援する仕組みづくりが必要です。

- ・認知症予防と相談窓口の充実
- ・認知症サポーター養成講座の推進
- ・地域見守りネットワークの充実
- ・高齢者虐待防止についての意識啓発

#### **課題 5 成年後見制度の利用促進**

社会・家族の関わりが希薄化する中、判断能力が不十分な要援護高齢者等の権利を擁護するための支援として、成年後見制度の啓発と普及を図っていかなければなりません。成年後見制度を必要とする高齢者の多くは認知症であることから、認知症予防対策を推進するとともに、認知症に対する理解を深め、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域全体で見守る体制づくりを進める必要があります。

- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・成年後見制度に係る相談・支援体制の推進
- ・成年後見制度の担い手の育成・支援

#### **課題 6 コミュニティ意識の醸成と助け合いづくり**

社会環境や世帯構成の変化による、地域、隣近所、家族関係の希薄化などを背景に、地域全体で高齢者を見守り、支え合うコミュニティ意識の醸成が求められています。

市内のどの地域でも、これからの高齢社会において力を入れるべき施策として「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い（共助）活動の育成」が重要な課題となっています。それぞれの

地域の特性に応じた方法により、様々な機会や活動を通じてコミュニティ意識の醸成と助け合い（共助）の仕組みづくりを推進していく必要があります。

- ・要援護者の支援を目的とした地域の支え合い（共助）の仕組みづくり
- ・世代間交流機会の創設、充実
- ・老人福祉施設、コミュニティ施設等の活用
- ・ボランティア活動の活性化

## **課題 7 高齢者の地域参加**

アンケート結果からは、社会状況の変化にともなって地域のコミュニティや住民同士の助け合いが重要性を増す一方、町内会や自治会等の地域と、高齢者自身との関わりの低下が徐々に進行している様子が見受けられます。

高齢者がこれまでの人生において培ってきた自らの知識や経験、能力を生かし、主体的に地域活動に参加できるよう支援するとともに、地域に密着した社会活動等、生きがいを持っていきいきと活動していく場の創出を図っていくことが必要です。

- ・知識・経験・能力を生かした地域活動、ボランティア活動の支援
- ・長寿クラブやレクリエーション等の活動を通じた社会参加の環境づくり
- ・仲間づくりや地域参加への情報提供、支援

## **課題 8 就労支援の充実**

高齢者の増加とともに、健康で元気な高齢者の就労希望者も増え、また、企業も豊かな知識と経験を持ったこの世代の力を必要としており、高齢期になっても就労している人が増えています。

高齢者の就労には、収入を得ることだけではなく、社会参加や生きがいづくりの手段としての側面もあることから、健康で働く意欲のある高齢者が、その能力や目的に応じて就労することができるよう支援していくことが求められています。

- ・就労機会の支援
- ・高年齢者就職支援セミナーの開催
- ・関連情報の提供
- ・シルバー人材センターへの支援

## **課題 9 情報提供・相談体制の充実強化**

アンケート調査では、介護認定を受けていない比較的元気な高齢者が対象だったため、高齢者福祉サービスの認知度が低いという結果になりました。

現在、高齢者福祉サービス等の情報提供については、市報、各種パンフレットを活用していますが、情報が伝わりにくい高齢者に対しては、工夫をしながら一層の情報提供に努めていくとともに、常に最新の情報を提供するように努める必要があります。

また、きめ細かな情報提供と適切なサービス利用に結びつけるためには、相談窓口の充実を図り、関係機関との連携を強化していく必要があります。

- ・市報、インターネット等利用者が選択可能な複数媒体による情報提供
- ・関係機関との連携と相談窓口の充実
- ・情報が伝わりにくい高齢者へのきめ細かな情報提供

## 第 2 部 各 論



# 第 1 章 あたたかい心の通う健康で生きがいの持てるまちをつくる

## 第 1 節 社会参加の促進

長寿クラブをはじめとした地域活動や生涯学習、スポーツ等、高齢者が積極的に地域社会に参加できる健康で生きがいの持てる環境を整備します。

### 1 生きがいつくり・世代間交流の促進

#### 【現況と課題】

高齢者の地域活動については、その中心的組織である長寿クラブの活動の活性化を図るとともに、高齢者の交流の場である老人福祉センターや老人憩の家をはじめ、各地区の高齢者施設の有効活用がなされるよう、運営の支援を行っています。

各施設については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在は、社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会（以下、本文中では「熊谷市社会福祉協議会」と表示します。）、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下、本文中では「熊谷市シルバー人材センター」と表示します。）、地域の自治会等が管理運営を行っています。

各施設において、施設の老朽化や利用者の固定化等が顕在化しており、施設の計画的な修繕や適正な管理、施設利用の周知及び魅力ある運営により、幅広い高齢者が利用する施設として、利用促進を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

長寿クラブを中心とした地域活動の活性化と、既存施設の有効活用、また、世代を超えてふれあえる場の提供と、熊谷市社会福祉協議会や地域で行うサロン活動を支援し、高齢者の生きがいつくりと交流活動の促進に取り組みます。

さらに、地域活動の主体となっている各種団体間のつながりの強化や、活動目的を同じにする仲間同士の組織化を支援し、多様な主体による活動の活性化を図っていきます。

#### ■ 老人福祉センターの利用促進

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4 か所の老人福祉センターが設置され、多くの市民に利用されています。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、熊谷市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

施設の整備とあわせて、職員の接客技術の向上や、各種イベントの開催等により、より快適で利用しやすく、地域に密着した施設とすることを心がけ、多くの高齢者にとって魅力ある

施設運営に努めます。

施設設備の老朽化が進んでいるため、計画的な改修や修繕を進め、利用者の安全と利便性を確保します。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ⑦水浴施設編』を策定しましたが、本計画に基づき、各施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
1 日平均利用者数 (4 施設合計)	人	414	434	398	見込 131	目標 440

※太枠は最終年次とその目標を示す。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 3 月 7 日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限しているため、令和 2 年度の見込数は参考値。

### ■ 老人憩の家の利用促進

高齢者の主体的な活動の場であり、交流・仲間づくりなど、教養の向上及びレクリエーションのための拠点として、4 か所の老人憩の家が設置されています。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、熊谷市シルバー人材センター、地域の自治会、民間企業がそれぞれ指定管理者として施設の管理運営を行っています。

地域の自治会等が指定管理者として管理運営することにより、地域の高齢者等がより一層利用しやすい施設を目指します。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ③市民文化編』を策定しましたが、本計画に基づき、各施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
1 日平均利用者数 (3 施設合計)	人	33	34	38	見込 15	目標 40

※1 施設については、公民館としての利用があるため、上記の数値には含めていない。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 3 月 7 日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限しているため、令和 2 年度の見込数は参考値。

### ■ 複合施設の利用促進

老人憩の家と児童館の複合施設として、箱田高齢者・児童ふれあいセンターが設置されています。平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、熊谷市社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

高齢者と児童とのふれあいを図ることを目的とした複合施設であることから、世代間交流の場として、高齢者と児童とがふれあう機会を設けることにより、施設の活用を図っていきます。

施設設備の老朽化が進んでいるため、計画的な改修や修繕を進め、利用者の安全と利便性



を確保します。

また、令和 2 年 3 月に『熊谷市個別施設計画 ③市民文化編』を策定しましたが、本計画に基づき、施設の今後の方向性について検討していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
1 日平均利用者数	人	54	58	57	見込 40	目標 60

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 3 月 7 日以降臨時休館となった期間があり、再開後も入館人数を制限しているため、令和 2 年度の見込数は参考値。

### ■ 世代間交流グラウンド・ゴルフ大会

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
参加者数	人	461	456	392	中止	目標 420

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

## 2 地域活動の拠点づくりと地域活動への参加支援

### 【現況と課題】

高齢者が、主体的に社会との関わりを持つことができ、これまでに培ってきた知識、経験、技能を生かし、地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるよう、高齢者の活躍の場としての活動拠点づくりを推進するとともに、地域活動への参加支援を行い、高齢者の意欲と地域のニーズが一致する仕組みづくりの検討が必要となっています。

また、アンケート結果によると、町内会や自治会、ボランティア団体の活動などに「あまり参加しない」、「まったく参加していない」という方の割合がともに増加しています。高齢者の多様化するニーズを的確に捉え、高齢者の参加しやすい状況や活動機会の場をどのように整えていくかが課題となっています。

### 【施策の方向】

高齢者の地域参加を促進する環境づくりとして、高齢者が興味、関心を持てる N P O 活動・ボランティア活動や、コミュニティ活動を体験できる機会の提供、社会参加やレクリエーション等の活動の拠点づくりを検討します。

また、活動目的を同じにする仲間同士の組織化や育成を支援し、多様な主体による活動の活性化を図ります。

### ■ 地域活動やボランティア活動への参加支援

高齢者が、自ら参加できる地域活動や、ボランティア活動の情報の提供を行い、地域活動等への参加を図っていきます。

また、高齢者の興味、関心のあるNPOの活動やボランティア活動等の情報提供を行うとともに、拠点施設としての市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
市民活動団体の支援センター登録数	件	228	244	262	見込 269	目標 239

### ■ 地域サロンの普及

高齢者人口の増加と核家族化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。昔のような隣近所との付き合いも少なくなり、地域のつながりは希薄化が進んでいます。

今後もこの希薄化の修復の一助になるよう、市民が気兼ねなく、世代を超えてふれあうことができる、地域コミュニティの拠点として、楽しく気軽に参加できる地域サロンの普及と周知を図っていきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施回数	回	358	729	1,031	中止	目標 1,200
参加者数	人	7,916	13,619	20,316	中止	目標 25,000

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

### ■ 地域活性化の促進

地域社会活動の主体であり、各種団体で組織された小学校区を単位とする「校区連絡会」の実施する地域の課題解決に向けた活動に対して支援します。

また、環境や地域安全、健康増進など、福祉分野にとどまらない、多様な活動を行う団体等の活動支援を行い、地域活性化の促進を図ります。

## 3 長寿クラブへの支援

### 【現況と課題】

長寿クラブについては、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。仲間づくりや、地域参加への情報提供、啓発、そして身近な高齢者のコミュニケーションの場としての長寿クラブの活動は重要なものとなっています。

一方で、活動を牽引するリーダーの固定化や、会員の高齢化など、若手リーダーの育成や

会員の増強が課題となっています。

### 【施策の方向】

魅力ある活動と、自主性・主体性をもった組織づくりが展開できるよう、長寿クラブへの活動に対する助成や活動支援を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場を確保していきます。

### ■長寿クラブ・長寿クラブ連合会の活動に対する支援

長寿クラブは、住み慣れた場所で活動できる身近な活動拠点のひとつです。高齢者が自主的、自発的に社会参加できるよう、気軽に楽しく参加できる組織の育成を進めます。さらに、クラブ間の情報の交換、共有を図るためには、長寿クラブ連合会の役割も大きいことから、これらの団体の活動に対して支援を行っていきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
全体 単位長寿クラブ数 (会員数)	団体 (人)	152 (8,093)	148 (7,835)	141 (7,428)	136 (7,088)	目標 150 (7,500)
熊谷地区 (会員数)	団体 (人)	117 (6,353)	113 (6,083)	109 (5,782)	104 (5,499)	目標 115 (5,761)
大里地区 (会員数)	団体 (人)	7 (382)	7 (365)	7 (362)	7 (339)	目標 8 (388)
妻沼地区 (会員数)	団体 (人)	15 (757)	15 (772)	15 (737)	15 (730)	目標 16 (779)
江南地区 (会員数)	団体 (人)	13 (601)	13 (615)	10 (547)	10 (520)	目標 11 (572)

(各年 4 月 1 日現在)

### ■魅力ある長寿クラブづくり

高齢化の進展とともに、長寿クラブ会員の平均年齢は高くなり、活動に参加することのできる高齢者の減少も見込まれます。活動内容の見直しや、各種教室、世代間交流など魅力ある活動、負担のない活動ができるような支援を図っていきます。

### ■若手世代の加入促進

長寿クラブ会員の高齢化に伴い、今後も継続して魅力ある活動と自主性・主体性をもった組織づくりを展開できるようにするために、若手リーダーの育成やクラブの活性化を支援するとともに、長寿クラブへの入会促進に努めていきます。

## 第 2 節 高齢者の就労支援

高齢者の就労は、収入を得ることだけでなく、生きがいづくりや社会参加を目的にするなど、ニーズが多様化していることから、健康で働く意欲のある高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた就労支援や、関連情報の提供を行います。

### 1 就労機会の支援

#### 【現況と課題】

高齢者の就労支援については、熊谷市シルバー人材センターに対して補助金を支出し、運営を支援しているほか、働く意欲のある高齢者が、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携を図り、就労相談や就労に係る情報の提供等、高齢者の就労機会の確保を図っています。

一方で、定年年齢の引上げとともに、年金支給開始年齢の引上げなどの法整備が進められていることや、団塊の世代の方の全てが65歳を迎えた今日、高齢期における就労・社会参加ニーズは多様化しています。

こうしたことから、就労機会の確保だけでなく、就労を通じた生きがいづくりや社会参加の推進も含め、高齢期の雇用のあり方や就労支援は大きな課題となっています。

#### 【施策の方向】

熊谷市シルバー人材センターについては、社会的な高齢者の雇用環境の変化により、登録会員数は減少していますが、高齢者の短期的又は軽易な就労における役割は重要であることから、引き続き支援を行うとともに、ハローワーク熊谷と連携した高年齢者就職支援セミナーの開催をとおして、高齢者の就労を支援していきます。

また、就労意欲のある高齢者に対して、生きがいづくりや社会参加、介護予防といった観点からも、関係機関と連携・協力しつつ、関連情報を提供していきます。

#### ■ 高年齢者就職支援セミナーの開催

雇用・就労や社会参加などを希望する高年齢者の方を対象に、ハローワーク熊谷と共催で就職支援セミナーを開催し、高齢者の就労を支援していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
セミナー実施回数	回	1	1	1	中止	目標 1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

### ■ 就労に関する情報の提供

国、県と連携し、就労情報の提供や各種施策の周知、市役所 1 階ロビーでのハローワーク求人情報の掲示など、高齢者の就労機会の増大を図るための情報を様々な媒体や機会をとおして提供していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
求人情報掲示回数 (市役所 1 階ロビー)	回	24	24	23	見込 23	目標 24

### ■ 熊谷市シルバー人材センターへの助成

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就労の提供や、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化を推進している熊谷市シルバー人材センターに対し、その運営を支援するため補助金を支出し、高齢者の意欲と能力、ライフスタイルに合わせた多様な就労機会の確保を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
登録会員数	人	1,310	1,277	1,233	見込 1,230	目標 1,180



## 第3節 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が、健康で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、高齢者の学習ニーズや生涯スポーツについて、高齢者自らの意欲や能力に応じた活動を選択し、仲間づくりや生きがいづくりのできる環境の整備を推進します。

### 1 生涯学習の推進

#### 【現況と課題】

高齢者に対する学習機会の提供の場として、各公民館で生涯学習講座の開設や、中央公民館による「直実市民大学」、妻沼中央公民館による「けやき大学」を開校しています。

また、各地域において、文化祭等を開催し、活動成果の発表の場及び鑑賞機会を提供しています。

市民の学習ニーズは多様化してきており、それらに応えられるよう、講座内容を充実していくことが課題となっています。

#### 【施策の方向】

今後も、各公民館等において多彩な学習機会の提供と、主体的な学習活動の支援を図り、生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた講座等を開設するとともに、学習成果を発表する場を確保し、さらなる生きがいづくりにつなげます。

また、高齢者が持つ知識や能力を、地域の生涯学習や体験活動等に生かす機会の充実を図ります。

#### ■ 高齢者芸能大会

高齢者が日ごろから取り組んでいるダンスや郷土芸能等の文化活動の成果を発表する場を提供することで、高齢者が持っている潜在能力を生かし、生きがいとしての趣味や文化活動に対する参加の促進を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
参加者数	人	402	311	333	中止	目標 350
団体数	団体	29	29	28	中止	目標 30

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度は中止しました。

### ■ 高齢者趣味の作品展

高齢者が趣味や技能を生かして創作した絵画、書、写真、俳句等の作品発表の場を提供することで、高齢者の生きがいを高めるとともに、創作意欲の向上を目指します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
出品数	点	125	122	107	149	目標 160

### ■ 直実市民大学等との連携

中央公民館による「直実市民大学」、妻沼中央公民館による「けやき大学」及び県の「埼玉未来大学」と、本市には、高齢者のための学習の場が設けられています。高齢になっても学習に対する意欲は高く、学習を通じて心身の健康を培うとともに、社会参加により生きがいを見出し、豊かな人生を歩むことができるよう、関係機関との連携を図っていきます。

### ■ 公民館等における各種講座の開催

市民の学習ニーズに対応するため、各公民館で魅力ある講座を展開し、生涯学習の充実と、ともに楽しむ仲間づくりの機会の提供を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
講座回数	回	490	499	497	見込 500	目標 503
講座参加者数	人	46,416	47,833	48,172	見込 24,231	目標 48,753

### ■ 生涯学習の情報提供

多くの高齢者の情報源は、市報、新聞や雑誌、テレビ・ラジオ等の媒体が主なものとなります。高齢者が、情報入手しやすい方法で周知を図り、生涯学習の参加につながるよう努めます。

また、各地域における文化祭等の開催により、活動成果の発表や鑑賞の場を提供するとともに、スポーツ・文化村「くまびあ」を拠点として活動する生涯学習活動団体の情報を提供し、生涯学習への参加意欲を喚起するよう図ります。

### ■ 関係機関の講師の活用

日常的・継続的な生涯学習を推進するために、「熊谷学講師」のような、地域の魅力や可能性を広く市民に語れる講師のほか、市政宅配講座をはじめ、専門的な内容を分かりやすく伝えられる関係機関等の講師を活用することで、親しみやすく学習者のニーズに応じた講座の提供を図ります。

## 2 生涯スポーツの推進

### 【現況と課題】

高齢者が、気軽にスポーツを楽しむ機会として、公益財団法人熊谷市体育協会（以下、本文中では「熊谷市体育協会」と表示します。）、熊谷市レクリエーション協会等と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催しています。

また、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等、協会加盟団体が大会を実施するなど、高齢者の健康づくりと交流の機会を提供しています。

そのほか、公民館等において体力測定会を実施し、自らの体力を把握する機会を提供しています。

### 【施策の方向】

引き続き、熊谷市体育協会、熊谷市レクリエーション協会等と連携し、いくつになっても生き生きと、心身ともに健康で充実した毎日を過ごすことができるよう、スポーツ・レクリエーションの講習会や大会等の開催により、健康づくりと交流を図っていきます。

#### ■高齢者ゲートボール大会

高齢者スポーツの要として、長寿クラブの練習の成果を発揮する機会を提供していきます。

また、長寿クラブや他のゲートボール愛好者との交流も深め、生涯スポーツとして長く親しめるよう継続的な健康づくりを推進していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
参加者数	人	98	83	78	中止	目標 83

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

#### ■レクリエーション種目初心者講習会

熊谷市レクリエーション協会と連携し、ターゲットバードゴルフやリズム体操等の初心者講習会を開催していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
参加者数	人	47	25	24	中止	目標 35

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。



## ■ 高齢者体力測定会

高齢者向けの体力測定会を公民館や集会所等を会場に実施し、健康づくりへの取組に役立っています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施件数	件	10	12	11	見込 2	目標 12
参加者数	人	241	229	253	見込 40	目標 240

※高齢者体力測定会（市政宅配講座） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 4 月 21 日から 6 月 14 日まで休止しました。



## 第4節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が、自身の状態に応じた介護予防や健康づくりに自主的に、継続的に取り組むことができるよう支援します。

### 1 介護予防（運動・口腔・栄養）の推進

#### 【現況と課題】

多くの高齢者が、健康から要介護状態になるまでに「フレイル（虚弱）」という中間段階を経ると言われています。フレイルの予防とともに、フレイルの考え方についての普及啓発が重要です。

取組の柱として、住民主体の通いの場「ニャオざね元気体操」を推進しています。会場数は、令和2年3月末時点で41か所となり、計画の目標値を超えていますが、高齢者が歩いて行ける範囲に無いという地域も見受けられ、地域差を解消していくことが課題です。

また、平成30年1月から専門職が自宅を訪問し、短期集中で自立を支援するサービスを開始しました。今後も高齢者の増加に伴いニーズは多様化していくことから、サービスの充実を図るとともに、誰もが使いやすいサービスを展開していく必要があります。

#### 【施策の方向】

ニャオざね元気体操の拡大を推進するとともに、そうした場を活用して、栄養改善や口腔ケアに関する講座を開催するなど、医療と介護の専門職が連携した支援を実施します。

また、歯科健診結果を活用したフレイル対策のように、保険事業と介護予防を一体的に実施する取組について検討を進めます。

引き続き、大里広域市町村圏組合や地域包括支援センターと連携し、特にフレイル予防・介護予防への取組が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげていきます。

#### ■ニャオざね元気体操の推進

ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
会場数	箇所	12	28	41	見込41	目標70

### ■ さくらフィット（介護予防サポーター）の活動支援

ニャオだね元気体操の立ち上げや活動を支援するため、さくらフィットを養成します。さらに、さくらフィットの地域での活動を支援するため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を派遣します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施回数	回	67	78	84	見込 40	目標 176

### ■ シナプソロジー実践講座の開催

脳活性化を促す動作やゲームを交え、認知症予防の手法を学ぶシナプソロジー実践講座を開催します。受講者は学んだことを通いの場等で披露し、ほかの参加者に広めることで、地域の健康づくりに寄与することを目的としています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施回数	回	1	1	1	中止	目標 1

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和 2 年度は中止しました。

### ■ 健康いきいきサポーター

登録された民間団体（企業、社会福祉法人、NPO法人等）により、高齢者の介護予防をサポートする多彩な取組を実施します。また、登録団体を増やし、介護予防メニューを充実していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
介護予防メニュー数	団体	25	25	25	見込 25	目標 26

### ■ 訪問型サービス

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	4,163	4,152	4,068	見込 4,068	目標 4,626

### ■ 短期集中予防訪問型サービス

要支援 1 又は 2 の方と基本チェックリストにより運動・栄養・口腔機能に低下が見られる方で、本人が改善したいという意向が明確な方に対して、その方の自宅等へ専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士）を派遣し、短期集中でその自立を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	1	4	5	見込 2	目標 10

### ■ 通所型サービス

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	9,942	10,928	10,463	見込 10,463	目標 11,898

### ■ 短期集中予防通所型サービス

短期集中予防訪問型サービスと同様の支援を通所により行う事業について、実施を検討します。

### ■ 介護予防ケアマネジメント

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることが出来るよう、ケアプランを作成します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
ケアプラン作成件数	件	9,793	10,040	9,452	見込 9,452	目標 10,748

### ■ 地域リハビリテーション支援事業

高齢者や介護支援専門員からの要望に基づき、理学療法士が地域に出向き介護予防に関する技術的な助言を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	—	—	—	—	目標 60

※令和 3 年 9 月事業開始予定

## ■ 歯科健診結果を活用したフレイル対策

健康長寿歯科健診（対象者は前年度に75歳に達した被保険者）の結果から、フレイルの兆候が疑われる対象者について、フレイル予防についての情報提供や個別指導を行います。75歳未満の人については、保健センターにおいて、歯と口の健康診査の実施や出前健康教育を通して、高齢期につながるフレイル予防の知識の普及啓発を行っています。

## 2 日常的、継続的な健康づくりの推進

### 【現況と課題】

高齢者の健康づくりについては、健康増進法に基づいて「熊谷市第4次健康増進計画」が策定されており、市民の主体的な健康づくりへの取組を支援しています。

また、介護保険制度の中では、65歳以上の元気な高齢者を対象として、基本チェックリストを利用し、早期に介護予防事業につながる取組が行われています。関係機関がこれまで以上に連携し、高齢者の健康を支えていく必要があります。

このほか、高齢者の健康づくりを支援するサービスとして、マッサージや公衆浴場、熊谷さくら運動公園屋内プール（アクアピア）等の利用に対して助成を行っています。

各種サービスに関しては、高齢者の健康づくりに寄与しているものの、地域や状況によって利用しにくい場合があるため、対象者や実施方法等を検討していく必要があります。

### 【施策の方向】

高齢者の健康づくりを支援するサービスに関しては、有効かつ公平性を保つ観点から、提供対象や実施方法等について検討しながら実施していきます。

また、生活習慣病やこころの健康対策など、「熊谷市第4次健康増進計画」についても、広く市民に周知しながら推進し、ねたきり防止や、認知症予防のための市民の自主的な取組を支援していきます。

### ■ 敬老マッサージ・鍼灸サービス事業

鍼灸院などでマッサージや鍼灸が受けられる利用券を発行しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用者数	人	440	418	448	見込 500	目標 530

### ■ 健康入浴事業

高齢者の健康と衛生を保持し、福祉の増進を図るため、公衆浴場の入浴料金の一部を助成しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
年間利用者数（延べ）	人	12,581	11,219	10,389	見込 11,000	目標 11,500

### ■ アクアピア・健康スポーツセンター無料利用券交付事業

高齢者の健康づくりに資することを目的として、アクアピア及び健康スポーツセンターの無料利用券を交付しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
申請者数 （アクアピア）	人	324	279	310	見込 148	目標 400
申請者数 （健康スポーツセンター）	人	637	507	507	見込 238	目標 600

### ■ 熊谷市第 4 次健康増進計画の推進

令和 2 年に策定された計画の内容を周知し、市民一人一人の主体的な健康づくりへの取組を推進するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、生活習慣の改善等について実践していくための支援を行っていきます。

また、計画に基づいて高齢者の健康づくりに焦点を当てた取組を強化するとともに、適切な栄養摂取や運動機能の維持・向上により生活機能の自立を確保する取組を推進します。

#### 熊谷市第 4 次健康増進計画の骨子

- 基本理念 健康で安全・安心に暮らせるまちくまがや
- 基本目標
- ① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
  - ② 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口の健康に関する生活習慣の改善
  - ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
  - ④ 社会環境の整備

### ■ 高齢者への熱中症対策

民生委員・児童委員の協力により、単身高齢者台帳登録者を対象に、夏季の見守り活動を兼ねて、熱中症予防グッズの配布を行っています。

また、75歳の高齢者には、クールスカーフの配布を行っています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
熱中症予防 グッズ配布数	人	2,812	2,717	2,721	2,662	目標 2,800
クールスカーフ 配布数	人	2,600	2,854	2,510	2,116	目標 2,900



## 第5節 コミュニティ意識の醸成

---

全ての市民が、地域福祉に関心を持ち、福祉に対する理解の促進を図るための福祉教育を推進するとともに、様々な交流の中から相手を思いやる心、みんなで支え合い、助け合う「共に生きる社会」という視点から、市民のコミュニティ意識の醸成を図っていきます。

### 1 福祉教育の充実

#### 【現況と課題】

今後のさらなる高齢化に対応するためには、子供たちの高齢者に対する理解を深めていくことが大切です。

そのため、本市では、福祉教育の一環として、市内小・中学校が社会福祉協力校となり、高齢者擬似体験をはじめ、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験等の福祉体験をととした福祉教育を行っています。

また、養護老人ホームを訪問し、見学や介助体験を行うなど、各校で創意工夫した学習活動を展開し、高齢社会に対する関心を高めています。

#### 【施策の方向】

引き続き、各小・中学校が社会福祉協力校として、社会福祉体験を教育課程に位置付けるなど、積極的な福祉教育の充実と推進を図ります。

また、様々な高齢者を題材とする教材の学習をとおして、意図的、計画的に高齢者への理解を深め、高齢社会への関心を高めていきます。

#### ■福祉体験学習の充実

高齢者にあたたかい思いやりをもって接するためには、幼少期から福祉に触れることができる環境づくりが重要なものになります。車いす体験をはじめとする体験学習をとおして福祉教育の充実を図っていきます。

### 2 地域福祉活動支援の充実

#### 【現況と課題】

地域には、熊谷市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体等様々な機関や団体が、要援護高齢者を支援するための活動を行っています。これらの活動を支援していくとともに、関係機関・団体との連携あるいは団体同士の交流により、ネットワーク化



を促進し、事業推進を図っています。引き続き「地域福祉計画」に沿って、計画的に地域福祉活動の推進を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

地域福祉計画に基づき、地域で活動する各種機関・団体等が行う活動に対して様々な視点から支援を行い、活動の活性化を図るとともに、各種機関・団体同士のネットワークづくりの促進と連携体制の強化を図ります。

#### ■熊谷市社会福祉協議会の活動支援

地域福祉の中核的役割を担っている熊谷市社会福祉協議会は、各種在宅福祉サービスを提供するとともに、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を行っており、今後も引き続き必要な活動支援や助成を行い、自主的な活動の充実を図るとともに、連携を緊密にしていきます。

#### ■民生委員・児童委員活動支援

地域の高齢者への見守り活動の中で、相談や助言、各種福祉サービスに関する情報提供や、市が実施する事業等への協力も行っている民生委員・児童委員に対し、その活動に必要な情報について研修会・説明会等をおして提供していきます。

#### ■地域福祉活動ネットワークの構築

自治会、長寿クラブ、婦人会など地域の各種団体が行う、地域の高齢者が安心して暮らしていくことができるための自主的な活動に対して、以下の支援を行い、その活性化を図ります。

- (1) 地域福祉基金の活用
- (2) 民生委員・児童委員協議会との連携
- (3) 地域住民への認知症やその予防に関する知識の普及・啓発等

#### ■地域福祉計画の推進

熊谷市地域福祉計画及び熊谷市地域福祉活動計画について、その着実な推進を図ります。

また、その内容について市民や関係機関・団体に対して周知し、地域全体で高齢者を支えるために主体的に行動する気運の醸成と活動の活性化を促します。

## 熊谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子

### ■ 基本理念

人から人へ 心つながる共生都市 くまがや

～一人ひとりが いきいきと 安心して暮らせる福祉のまち～

### ■ 計画の目標

- 1 市民参加による地域福祉の推進
- 2 地域ネットワークによる支え合いの構築
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進
- 4 安全で安心できる生活環境の実現

## 3 世代間交流機会の拡大

### 【現況と課題】

高齢者と子供との交流機会として、小・中学校では、地域の高齢者を招待した季節の行事や昔遊び等の交流事業を実施し、高齢者と子供たちとの共通体験の機会を設けています。

今後は、より幅の広い世代間交流機会を創出していく必要があります。

### 【施策の方向】

地域福祉の基本は、人と人とのつながりです。幼児や小・中学生等と地域の高齢者との交流機会の拡大を図り、相手を思いやる心の醸成を図ります。

また、今日まで築いてきた地域とのつながりを大切にし、自治会や長寿クラブ、各種サークル等と連携を図りながら、様々な行事や地域の伝統文化の承継等を通じた世代間交流機会を創出していきます。

### ■ 世代間交流グラウンド・ゴルフ大会（35 ページ）〔再掲〕

長寿クラブ会員と、世代を超えたグラウンド・ゴルフ愛好者との交流を深め、仲間づくりを図ることで、健康で生きがいのある生活を目指します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
参加者数	人	461	456	392	中止	目標 420

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年度は中止しました。

## 4 地域におけるつながりの強化

### 【現況と課題】

自治会等の地域活動団体では、その活動を牽引するリーダー層の高齢化や固定化が進んでいます。これらの層を中心に、より幅広い年齢層の参加による地域活動を通じて、コミュニティ意識の醸成とつながりの強化を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

最も身近なコミュニティ組織である自治会や校区連絡会を中心とした団体の活動を支援し、子供の見守り、防犯活動や自主防災組織等の活動を通じたコミュニティ意識の醸成と近隣同士のつながりの強化を図ります。

#### ■自治会や校区連絡会等の活動支援

引き続き、自治会や校区連絡会等の活動を支援していくとともに、様々な世代の人の加入と活動への参加を通じて、地域活動の活性化を図っていきます。

#### ■コミュニティ活動の拠点としての地域資源施設の活用

老人福祉センターや老人憩の家をはじめとした地域の既存施設を適正に管理していくとともに、コミュニティ活動の拠点として一層有効活用できるよう、引き続き検討していきます。

#### ■敬老会主催者への支援等

地域の高齢者を敬い、長寿を祝うため、自治会、公民館、地区社会福祉協議会及び施設等の敬老会を主催する各地区主催者に対し、敬老会実施費用の一部を助成しています。

## 第6節 ボランティア活動の促進

ボランティア活動が円滑かつ活発に展開され、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、福祉ボランティアの育成を推進するとともに、ボランティアに携わる人や団体等の活動支援を行います。

### 1 福祉ボランティアの育成

#### 【現況と課題】

ボランティア活動の推進については、熊谷市社会福祉協議会がボランティアセンターを設置するとともに活動の場を提供し、ボランティアをしたい人と支援が必要な人とのコーディネーターとしての役割を果たすほか、活動における心構えや、活動方法等について学ぶ講習会の開催や指導等を行っています。

また、活動を支援するため、熊谷市社会福祉協議会では、地域福祉活動を行う団体等に対して助成を行うなど、活動の活性化に向けた支援を行っています。

ボランティア活動やNPOの活動を活性化するためには、活動に関する新たな情報提供が重要であり、また幅広い活動の担い手の確保が必要となっています。

#### 【施策の方向】

熊谷市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターの活動を支援し、潜在的なボランティアの掘り起こしとその育成、支援を推進します。

#### ■熊谷市社会福祉協議会が実施するボランティア講座等

熊谷市社会福祉協議会では、彩の国ボランティア体験プログラムのほか、ボランティア入門講座やボランティアスキルアップ講座を実施しています。

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
彩の国ボランティア体験プログラム事業	人	1,207	1,029	1,083	見込 100	目標 1,100
入門講座	人	20	25	53	見込 20	目標 50
スキルアップ講座	人	117	71	40	見込 30	目標 50

## 2 地域に密着したボランティア活動等の支援

### 【現況と課題】

ボランティア活動は、その主体や活動内容が多様化しており、NPOや有償ボランティア等により、様々な活動が行われています。

また、ボランティア活動を含めた市民活動を支援するため、市では平成20年3月に、市民活動支援センターを開設し、活動拠点として大きな役割を果たしています。

地域の中で福祉活動の必要性が生じたとき、それを実現するために意欲のある市民を確保し、ボランティア活動に結び付ける支援が必要です。

このため、ボランティア団体とNPO団体等との連携及び役割分担により、市民による地域に密着した、多様で主体的なボランティア活動等の支援を推進していくことが必要です。

### 【施策の方向】

熊谷市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供や活動の機会・拠点の提供、財政面などで、ボランティア団体やNPO団体等が行う活動を支援します。

また、福祉施設や企業も含め様々な分野の活動主体が、連携・協働して活動する機会の創出を検討していきます。

## 3 市民協働の促進

### 【現況と課題】

福祉分野に関しては、市民の多くが関心を寄せていますが、ボランティア活動を継続して実施していくためには、高いモチベーション（動機付け）が必要です。市民が、何らかのモチベーションを次の活動に結びつけることができるような仕組みづくりが必要です。

### 【施策の方向】

共助の仕組みや、ボランティア活動に対するモチベーションを創出する制度など、市民協働「熊谷の力」事業を中心に、地域の実情に即した地域支え合いの仕組みづくりを推進します。

## ■ 市民協働「熊谷の力」事業等の実施

協働のまちづくりを推進するため、市民協働「熊谷の力」事業の実施や熊谷市民公益活動促進事業はじめの一步助成金の交付を行っています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
協働事業の提案数	件	6	4	4	見込 4	目標 5

## 第 2 章 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

### 第 1 節 生活支援サービスの充実

介護や医療の必要性があっても、高齢者が、住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、在宅での自立支援と介護者の支援を行い、また、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認を目的とした、生活支援サービスの充実を図ります。

#### 1 一人暮らし高齢者等に対する支援サービスの充実

##### 【現況と課題】

本市におけるひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯は年々増加し、全世帯に占める割合も増加してきています。現在、高齢者の生活支援とあわせて安否確認を目的として各種サービスを展開していますが、高齢者の増加に伴って支援が必要な高齢者の増加が予想されることから、民間事業所等の協力を得ながら、サービス提供体制の確保が課題となります。

##### 【施策の方向】

民生委員・児童委員をはじめ関係機関や宅配等を行う民間事業者等と連携し、日常の安否確認や支援が必要な高齢者の把握に努めながら、適切なサービス提供ができる体制を確保していきます。

##### ■あんしんコール事業（緊急時通報システム）

在宅で生活する高齢者に対して、緊急ボタンを押すと外部と連絡が取れ、救急活動が受けられる通報機器を貸し出すことで、急病又は事故等の緊急事態への対処など生活の安全を確保するとともに、日常生活における不安の解消を図ります。また、相談機能により、利用者の健康や介護相談等に対応します。

あんしんコール	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
新規登録台数	台	52	113	78	見込 90	目標 100
設置累計台数	台	110	212	268	見込 330	目標 650

### ■救急医療情報キット（あんしんくまがや 119）の配布

ひとり暮らしの高齢者の救急の事態に備え、また適切で迅速な救急医療活動ができるよう、かかりつけの医療機関の情報等を記入するキットを単身高齢者台帳登録者に配布しています。

また、配布対象者以外の方も利用できるよう、ホームページでキットの作成方法を紹介しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
配布数	人	189	218	213	見込 230	目標 250

### ■ハートフル収集

家庭ごみを集積所まで運べない高齢者等の自宅を訪問し、安否確認を兼ね定期的に訪問収集を行うサービスを実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
登録者数(累計)	人	138	201	268	見込 280	目標 400

### ■配食サービス

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の高齢者に栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供して、自立と生活の質の向上を図るとともに日常の安否を確認します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用者数	人	84	102	124	見込 150	目標 200
配食数(延べ利用者数)	食	13,196	15,392	17,783	見込 18,348	目標 24,500

### ■軽度生活援助

在宅で生活する高齢者に対して、軽易な日常生活の支援を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への移行又はその進行を防止します。

なお、高齢者の就労支援も兼ね、熊谷市シルバー人材センターに業務委託して実施します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
延べ利用者数	人	1,447	1,427	1,314	見込 1,500	目標 1,700
延べ利用時間	時間	3,885	2,759	3,486	見込 3,711	目標 4,300



## 2 介護者支援サービスの充実

### 【現況と課題】

高齢化の進展に伴い、介護が必要な高齢者が増加していますが、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防に対する自主的な取組や、支援が必要になったときの地域や家族による見守りが必要となります。

しかし、在宅で介護する家族も高齢化が進み、介護者の身体的、精神的、経済的負担が大きくなっています。

現在、ねたきり高齢者等を在宅で介護している家族に対し、支援や報奨を行っていますが、今後は、大里広域市町村圏組合と連携し、介護保険の枠組みの中で、介護者の負担軽減を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続していくことができるよう、在宅で介護する家族等に対する支援を継続していきます。

#### ■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢になっても自分のまちで暮らすことができるように、住民との協働により地域づくりを推進する役割を担った生活支援コーディネーターを配置します。

配置については、市全域（第1層）の他に、日常生活圏域（第2層）を設け、それぞれの圏域に生活支援コーディネーターを配置することで、より地域の実情に合った地域資源の把握や活用が行いやすい体制を整えます。

また、関係団体との情報共有を行うための協議体を設置し、企業や法人等の地域資源を含めた関係者間の連携強化を図ります。

#### ■家族介護支援事業

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、9か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の相談に対応し、精神的負担の軽減を図ります。

### ■介護者サロン

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPOとの連携を深めます。

### ■紙おむつ給付事業への補助

在宅の高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減するため、熊谷市社会福祉協議会が実施する紙おむつ給付事業に対して補助金を交付します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
受給者数	人	5,820	5,610	5,504	見込 5,496	目標 5,600

### ■在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業

ねたきりの高齢者等を在宅で介護する家族を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
受給者数	人	226	200	201	見込 230	目標 250

## 第 2 節 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

### 1 認知症に関する知識の普及・啓発

#### 【現況と課題】

認知症高齢者は、今後も増加することが予想され、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、また介護する家族等の負担を軽減するためには、地域全体で認知症高齢者とそれを支える家族の支援ができるよう、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行っていくことが必要です。本計画において実施した高齢者アンケートの中でも、認知症について正しい理解の普及が進んでいない現状が示されています。そのため、現在、認知症の正しい理解の普及活動として、認知症サポーター養成講座を実施しています。

また、「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、「認知症とあゆむ熊谷家族の会」等と連携を図りながら認知症に関する知識の普及・啓発に努めています。

#### 【施策の方向】

国においては、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「認知症施策推進大綱」を策定しました。

本市では、地域全体で認知症を支えることができるよう、医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、市民だけではなく、企業や事業所に対する認知症サポーターの養成を促進し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

#### ■ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催し、認知症サポーター数の増加を目指します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
サポーター数（累計）	人	18,402	21,337	23,742	見込 25,600	目標 33,000

## ■ 認知症キャラバン・メイト養成研修への参加促進

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバン・メイトの確保に努めます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
キャラバン・メイト数	人	53	60	69	見込 76	目標 97

## ■ サポーター・タグ普及事業

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの目印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸出しを行います。

## ■ 認知症施策推進大綱の推進

令和元年 6 月、国で策定した「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりに努めます。

### 認知症施策推進大綱の概要

#### ■ 基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

#### ■ 「共生」と「予防」

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。

「予防」とは認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

#### ■ 5 つの柱

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

## 2 認知症の予防と早期発見・対応の推進

### 【現況と課題】

アンケート調査によると、認知症予防について知りたい高齢者の割合が高いことがわかります。認知症に対する不安軽減のためにも、認知症予防についての周知を図るとともに、症状の早期発見に努め、対応していくことが必要です。

### 【施策の方向】

地域包括支援センター、各関係機関等と連携しながら、認知症予防に向けた教室を開催していきます。

また、認知症予防の取組が特に必要とされる高齢者の把握に努め、認知症予防プログラムへとつなぐよう努めます。

### ■ 認知症簡易チェックサイト

認知症かどうかが気になる本人や家族が、パソコンやスマートフォンからその方の状態を簡単にチェックできるよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。チェック後、その結果とともに相談先を表示するため、認知症の早期発見・早期治療に役立ちます。

### ■ もの忘れ検診

70歳の方を対象に、もの忘れ検診（認知症検診）を実施します。この検診により、認知機能に低下がみられるかどうかを判断し、認知症の早期発見と専門医への受診へつなげ、介護度の重度化予防及び要支援状態の予防を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
受診率	%	10	10	10	見込 8	目標 30

## 3 認知症の人とその家族に対する支援の推進

### 【現況と課題】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、また、認知症の人やその家族が安心できるように支援する必要があります。

### 【施策の方向】

認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置します。

### ■ 認知症初期集中支援チームの配置

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

### ■ 認知症地域支援推進員の配置

地域の实情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

### ■ オレンジカフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支えあう意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
開催箇所数	箇所	10	10	11	見込 12	目標 15

### ■ はいかい徘徊高齢者探索サービス

認知症により徘徊行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
新規申込件数	件	8	7	8	見込 12	目標 20

### ■ あんしん見守りシール

認知症により徘徊行動のある高齢者の早期発見、保護、身元確認に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
新規申込件数	件	0	1	6	見込 16	目標 24

## 第3節 高齢者虐待防止の推進

---

高齢者虐待に対する早期の発見と対応、養護者への支援による虐待の防止に取組み、高齢者の尊厳と権利の保持のための意識啓発とそのため体制整備を図ります。

### 1 高齢者虐待防止についての意識啓発

#### 【現況と課題】

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、高齢者に対する虐待の防止及び養護者への支援が、また、平成30年4月には、児童、高齢者及び障害者に対する虐待を一元的に規定し、虐待予防の啓発を行う「埼玉県虐待禁止条例」が施行されました。また、同年10月からは、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」の運用が開始され、24時間体制で相談を受けています。

高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例では、市民及び養介護施設従事者の責務として、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない義務を負うことなどが示されていますが、認知度は低く、さらに周知を図っていく必要があります。

高齢者の虐待防止については早期発見、早期対応が重要なことから、公的機関や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察、保健所とともに安全確保を優先し、本人と養護者の両面への支援を行っています。

#### 【施策の方向】

広報やパンフレットの配布等を通じて、高齢者虐待防止法及び埼玉県虐待禁止条例、埼玉県虐待通報ダイヤル#7171を周知していきます。

あわせて、虐待にあたる行為や虐待の原因等について周知を図り、高齢者虐待に対する市民の意識を高めます。

### 2 早期発見・早期対応できる体制整備

#### 【現況と課題】

「要介護高齢者支援ネットワーク」と「高齢者虐待防止ネットワーク」については、ネットワーク

の役割やメンバーが重複するところがあるため、両ネットワークを一元化することにより総合的な支援が行える体制づくりを構築します。

#### 【施策の方向】

高齢者虐待を早期に発見し、早期に対応するためには、関係機関とのさらなる連携強化が重要であることから、相談体制及び緊急対応の整備を強化するとともに、市民の通報努力義務の周知により、早期発見・早期対応に取り組む体制づくりを進めます。

### 3 養護者の負担軽減

#### 【現況と課題】

「高齢者虐待防止法」及び「埼玉県虐待禁止条例」では、認知症高齢者等を養護する家族等への支援についても規定しています。「市町村は、養護者の負担軽減のための相談、指導及び助言等を講ずるものとする。」としています。

現在、高齢者虐待に関する相談は、市及び地域包括支援センターで受け付けていますが、関係機関との連携により適切な対応に努めています。

#### 【施策の方向】

認知症に対する正しい知識の普及や対応方法の習得支援等により、介護負担の軽減等に努め、高齢者を養護する家族等の負担軽減を図り、虐待防止につなげます。

#### 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

高齢者虐待の防止に向け、虐待の発見、通報、保護等に加え、養護者に対する支援も盛り込まれています。市民には、虐待を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない努力義務が課され、市町村には、関係機関との連携強化や職員研修、市民への啓発等の責務が示されています。



## ■ 高齢者虐待の例

- ・身体的虐待… 暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・介護・世話の放棄放任（ネグレクト）… 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ・心理的虐待… 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
- ・性的虐待… 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ・経済的虐待… 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 「埼玉県虐待禁止条例」

### （目的）

この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### （基本理念）

虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても 禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も 優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

擁護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行わなければならない。

## 第4節 地域の見守りネットワークの推進

---

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症に関する知識の普及・啓発を行い、正しい理解を進めながら、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を整備します。

また、高齢者虐待の早期発見と早期対応をするため体制整備の推進に努めます。

### 1 地域の見守りネットワークの推進

#### 【現況と課題】

現在、認知症高齢者を見守る取組として、前述の認知症サポーター養成のほか、徘徊行動のある高齢者の早期発見・保護・身元確認のためのサービスを提供しています。

また、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、認知症に関する相談を電話や窓口等で受け付けています。

認知症高齢者を介護する家族の負担は大きく、虐待につながるケースも見られることから、引き続き、関係機関との連携を強化しながら、認知症に関する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護、迅速な身元確認等に努めるとともに、民間事業者等の地域見守り活動への参加を働きかけ、見守りネットワークの推進を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

関係機関の連携強化により、認知症に対する相談支援、徘徊高齢者の早期発見、早期保護等、また民間事業者等の見守り活動への協力依頼により地域全体で見守りのできる体制の充実を図ります。

また、認知症患者等の介護者支援事業を推進し、安心して日常生活を営めるよう、市民や事業者に対する認知症の正しい知識の普及と啓発に努めていきます。

#### ■相談支援体制の強化

これまでと同様に関係機関と連携しながら、各相談窓口のほか、電話相談や健康相談等において個別に相談に応じるとともに、介護者に対応の仕方や居宅サービスの利用方法等をアドバイスしていきます。

### ■ 埼玉県徘徊高齢者 S O S ネットワークとの連携

認知症の高齢者等が徘徊により行方不明となった際の早期発見・保護・身元確認を目的に、市内の関係機関だけでなく、県内市町村の高齢福祉担当部署と相互に連絡調整事務を円滑に行うため、埼玉県徘徊高齢者 S O S ネットワークを活用し、その連携を図ります。

### ■ 徘徊高齢者探索サービス（64 ページ）〔再掲〕

認知症により徘徊行動のある高齢者に発信機を所持してもらい、行方不明時に家族からの依頼を受け、探索を行うサービスです。

介護保険事業における地域支援事業の任意事業として、大里広域市町村圏組合と連携を図りながら取り組みます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
新規申込件数	件	8	7	8	見込 12	目標 20

### ■ あんしん見守りシール（64 ページ）〔再掲〕

認知症により徘徊行動のある高齢者の早期発見、保護、身元確認に役立てるよう、靴のかかと等に貼り付けるシールを配布するサービスです。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
新規申込件数	件	0	1	6	見込 16	目標 24

### ■ 見守り協定の締結

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さりげない見守りのネットワークを構築するため、市内外の民間事業所と「高齢者見守り活動に関する協定」等を締結し、見守り体制の強化を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
締結件数（累計）	件	6	6	6	見込 7	目標 9

### ■ 熊谷市消費者安全確保推進会議への参加

高齢者虐待防止法に定める「財産上の不当取引の防止等」のため、熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、消費生活センター等関係機関と連携を図ります。

## 第 5 節 成年後見制度に基づく権利擁護

---

国では、平成 29 年 3 月 24 日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下この節において「国計画」という。）を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このため、認知症高齢者をはじめとした判断能力の不十分な高齢者の権利を守るため、前回の高齢社会対策基本計画（以下この節において「前期計画」という。）に併せ、成年後見制度利用促進基本計画（以下この節において「市計画」という。）を策定しました。

この度、前期計画の見直しに併せ、市計画を以下のとおり改訂し、引き続き、総合的な支援体制整備を進めるものです。

### 1 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画

#### 【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の権利を擁護するための制度です。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上保護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、これらの方々に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成 12 年 4 月 1 日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことができます。家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援します。

#### 【現況と課題】

成年後見制度の利用状況については、家庭裁判所によれば、市内の平成 29 年、30 年、令和元年それぞれの 12 月末日の法定後見の利用者数は、286 件、294 件、313 件で、

増加傾向にあります。そして後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の約8割を占めています。

そのような中、令和元年度から市からの委託により、熊谷市社会福祉協議会に成年後見センターが設置され、成年後見制度の普及・啓発や相談受付等を行っています。

また、厚生労働省は、65歳以上の高齢者のうち認知症高齢者が占める割合は平成24年の15%から令和7年には約20%となると推計しており、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加に併せ、成年後見制度のニーズは加速度的に拡大するものと見込まれます。

このため、引き続き、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知とあわせて、市民後見人の育成について支援を行うとともに、制度のニーズの把握に努め、適切な利用を進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

市では、促進法及び国計画に基づき、総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、熊谷市社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図り、前期計画期間中から開始された取組みを生かしながら、利用促進を図ります。

### ■ 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの整備に努めます。

このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。

### ■ 中核機関の設置

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を関係機関と協議の上、設置します。

### ■ 成年後見制度の普及・啓発

市民向けの講演会及び医療・介護等関係者向けの研修会を開催し、制度についての普及・啓発を進めます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
成年後見セミナー参加者数	人	－	－	245	見込 200	目標 300

### ■ 相談体制の整備（成年後見センター）

利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談窓口を定期的に開設します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
成年後見センター相談件数	件	－	－	一般 36 専門 22	見込一般 50 見込専門 30	目標一般 50 目標専門 50

### ■ 担い手の育成・活動の促進

市民後見人養成講座を開催します。また、講座修了者の実務経験を重ねる場としての役割が期待できる法人後見業務を行う熊谷市社会福祉協議会の、法人後見受任体制の整備を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
法人後見受任案件	件	－	－	1	見込 1	目標 3
市民後見人養成講座受講者数	人	－	－	14	9	目標 20

### ■ 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用促進

判断能力が不十分な方に対し、熊谷市社会福祉協議会が行うサービス（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等）について、周知を図り、サービス利用へとつなげていきます。

また、判断能力の低下の程度等に応じて、成年後見制度への移行を図ります。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用人数	人	38	35	34	見込 40	目標 45
利用件数	件	548	544	478	見込 550	目標 700

### ■ 成年後見制度利用支援事業

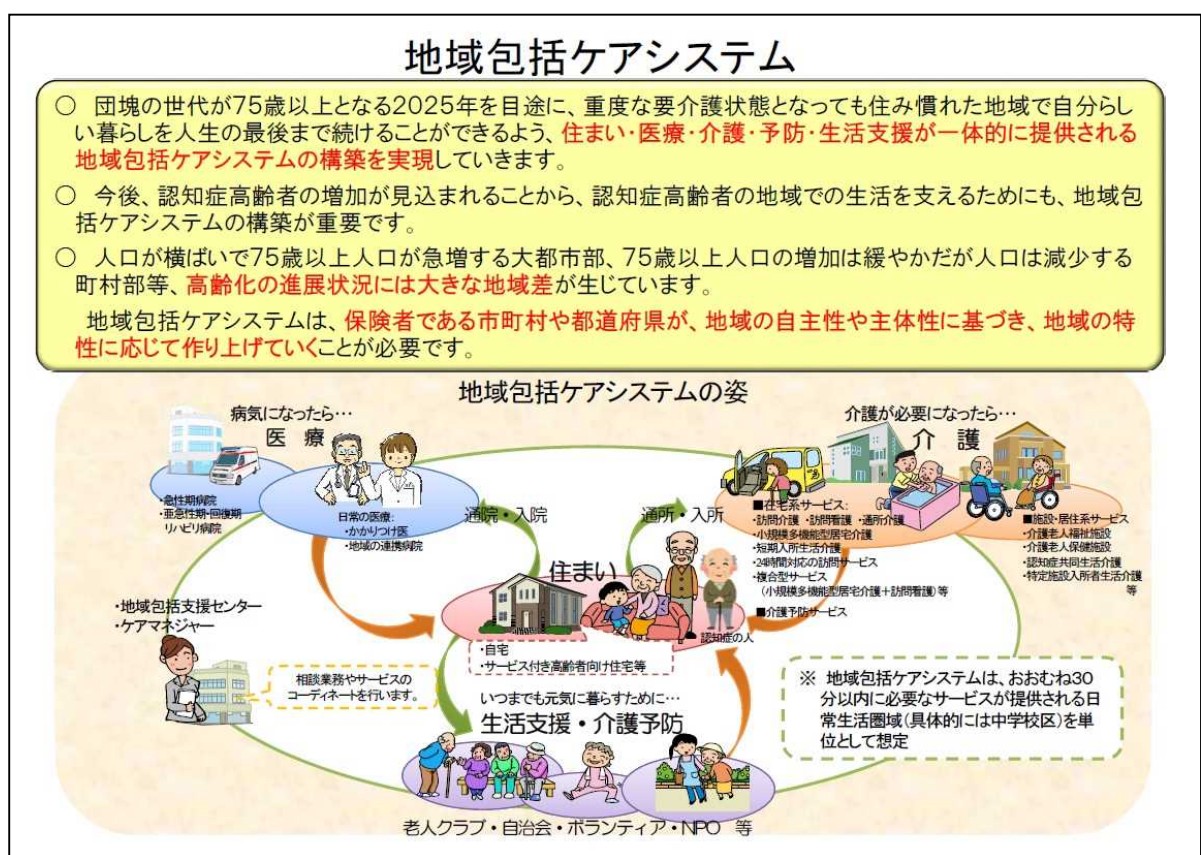
重度の認知症により判断能力が不十分で、2親等内の親族がない又は成年後見等開始審判申立を行う者がいない、又は成年後見人等がないために介護サービス等の利用に支障がある方の成年後見等開始の審判申立を市長が行い、被後見人の資力に応じて申立費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
市長申立件数	件	5	4	7	見込 8	目標 20

## 第6節 地域包括ケアシステムの推進

高齢になっても住み慣れた地域で、自立した尊厳ある暮らしを継続できるよう、地域社会全体で高齢者を支える総合的な地域包括ケアシステムを推進します。

また、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステム推進の観点から進めていきます。



資料：厚生労働省のホームページから

### 1 相談機能・情報提供の充実

#### 【現況と課題】

支援を必要とする高齢者やその家族が抱える諸問題については、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の連携等により対応しています。主な相談窓口となっている地域包括支援センターを知らない市民が依然として多いため、今後もその周知が必要です。



情報提供については、市の広報が主な媒体となっており、また近年ではホームページから入手する高齢者の割合も増加してきています。

一方、これらの媒体を利用することができない高齢者も多く、必要な情報を提供し、適切なサービスや制度の利用へとつなげていくためにも、援護が必要な高齢者の把握に努め、積極的に情報提供していく体制が必要です。

### 【施策の方向】

支援を必要とする高齢者やその家族等が、気軽に相談できる相談窓口の周知を図ります。

また、地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族等における様々な問題に対し、迅速に対応できる体制整備を推進していきます。

このほか、多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を進め、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につなげます。

### ■ 地域包括支援センター等との連携

大里広域市町村圏組合では、増加する高齢者に対応するため圏域の見直しを行い、平成28年度から市内の地域包括支援センターを5か所から8か所に増やしました。

今後も、地域包括ケアの中核機関として機能の充実を図るよう運営支援していくとともに、市民に対して様々な媒体・機会をとおしてその存在や機能について周知していきます。

また、定期的な連絡会や地域ケア会議等を開催し、連携を強化しながら、要援護高齢者やその家族を支援していきます

### ■ 地域ケア会議の開催

高齢者個人に対する充実した支援と、それを支える関係者のネットワーク構築や地域づくりを目的に、介護職だけでなく地域の多様な専門職が協働する地域ケア会議を開催します。

特に、改善と重度化防止の観点から、要支援1、2の方を対象に、自立支援型の地域ケア会議を開催し、自立した生活の支援と生活の質の向上を図ります。

### ■ 高齢者データベースの活用

各種高齢者福祉サービスや単身高齢者台帳など、紙ベースで管理している情報について、個人情報保護等に十分配慮しながら、データベース化を進めるとともに、「高齢者支援システム」等を活用しながら、一人一人の高齢者の状況に応じ、必要なサービスにつなげることができるよう、その機能の充実を図ります。

## 2 地域支援事業の実施

### 【現況と課題】

介護保険制度の改正に伴い、被保険者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に進めていくことが必要です。

### 【施策の方向】

「第 8 期介護保険事業計画」を踏まえ、大里広域市町村圏組合と連携して実施します。  
また、市民の多様なニーズに対応するため、サービスの充実を図ります。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方や基本チェックリスト該当者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する訪問型サービスや機能訓練、憩の場などの支援を行う通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供します。

##### ■ 訪問型サービス（45 ページ）〔再掲〕

訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問介護に相当するサービス（ホームヘルプサービス）を実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	4,163	4,152	4,068	見込 4,068	目標 4,626

##### ■ 短期集中予防訪問型サービス（46 ページ）〔再掲〕

要支援 1 又は 2 の方と基本チェックリストにより運動・栄養・口腔機能に低下が見られる方で、本人が改善したいという意向が明確な方に対して、その方の自宅等へ専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士）を派遣し、短期集中でその自立を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	1	4	5	見込 2	目標 10



### ■通所型サービス（46 ページ）〔再掲〕

通所型サービスについては、従来の通所介護に相当するサービス（デイサービス、デイケア）を実施しています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	9,942	10,928	10,463	見込 10,463	目標 11,898

### ■短期集中予防通所型サービス（46 ページ）〔再掲〕

短期集中予防訪問型サービスと同様の支援を通所により行う事業について、実施を検討します。

### ■介護予防ケアマネジメント（46 ページ）〔再掲〕

要支援者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるように地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、本人が自立した生活を送ることが出来るよう、ケアプランを作成します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
ケアプラン作成件数	件	9,793	10,040	9,452	見込 9,452	目標 10,748

## （2）一般介護予防事業

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）全ての人を対象に、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業等を行います。

### ■ニャオざね元気体操の推進（44 ページ）〔再掲〕

ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）に対し、地域包括支援センターとともにその活動を支援し、高齢者の健康づくりを推進します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
会場数	箇所	12	28	41	見込 41	目標 70

### ■ さくらフィット（介護予防サポーター）の活動支援（45 ページ）〔再掲〕

ニヤオだね元気体操の立ち上げや活動を支援するため、さくらフィットを養成します。さらに、さくらフィットの地域での活動を支援するため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を派遣します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施回数	回	67	78	84	見込 40	目標 176

### ■ 地域リハビリテーション支援事業（46 ページ）〔再掲〕

高齢者や介護支援専門員からの要望に基づき、理学療法士が地域に出向き介護予防に関する技術的な助言を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用件数	件	—	—	—	—	目標 60

※令和 3 年 9 月事業開始予定

### ■ シナプソロジー実践講座の開催（45 ページ）〔再掲〕

脳活性化を促す動作やゲームを交え、認知症予防の手法を学ぶシナプソロジー実践講座を開催します。受講者は学んだことを通いの場等で披露し、ほかの参加者に広めることで、地域の健康づくりに寄与することを目的としています。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施回数	回	1	1	1	中止	目標 1

### ■ 認知症簡易チェックサイト（63 ページ）〔再掲〕

認知症かどうか気になる本人や家族が、パソコンやスマートフォンからその方の状態を簡単にチェックできるよう、市ホームページに認知症簡易チェックサイトを開設しています。チェック後、その結果とともに相談先を表示するため、認知症の早期発見・早期治療に役立ちます。

## (3) 包括的支援事業

地域ケア会議を始め、医療・介護の両方を必要とする高齢者への一体的なサービスの提供や、認知症の方やその疑いのある方への総合的な支援のほか、本市の実情に合わせたサービスの創出に取り組みます。

### ■ 生活支援コーディネーターの配置（59 ページ）〔再掲〕

高齢になっても自分のまちで暮らすことができるように、住民との協働により地域づくりを推進する役割を担った生活支援コーディネーターを配置します。

配置については、市全域（第1層）の他に、日常生活圏域（第2層）を設け、それぞれの圏域に生活支援コーディネーターを配置することで、より地域の実情に合った地域資源の把握や活用が行いやすい体制を整えます。

また、関係団体との情報共有を行うための協議体を設置し、企業や法人等の地域資源を含めた関係者間の連携強化を図ります。

#### ■ 認知症初期集中支援チームの配置（64 ページ）〔再掲〕

認知症になってもできるだけ本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、複数の専門職が家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、かかりつけ医と連携しながら早期診断・早期対応に向けた支援体制の拡充に努めます。

#### ■ 認知症地域支援推進員の配置（64 ページ）〔再掲〕

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行うために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の支援に努めます。

#### ■ オレンジカフェ（64 ページ）〔再掲〕

認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、孤立しがちな患者と家族に地域社会とのつながりを提供し、住民同志で支えあう意識の醸成を図る場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催を支援します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
開催箇所数	箇所	10	10	11	見込 12	目標 15

#### ■ 地域ケア会議の開催（75 ページ）〔再掲〕

高齢者個人に対する充実した支援と、それを支える関係者のネットワーク構築や地域づくりを目的に、介護職だけでなく地域の多様な専門職が協働する地域ケア会議を開催します。

特に、改善と重度化防止の観点から、要支援 1、2 の方を対象に、自立支援型の地域ケア会議を開催し、自立した生活の支援と生活の質の向上を図ります。

#### ■ 在宅医療・介護連携推進事業

多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図り、在宅医療と在宅介護の連携を進めるために推進会議を設置します。推進会議では、下記事項について課題の整理を行い、具体

的な対応策を検討します。

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・ 医療・介護関係者の研修
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

#### ■ 多職種連携研修

医療・介護の関係者に、在宅医療に関する研修を実施します。

#### ■ 在宅医療介護連携拠点

在宅で療養を希望する患者と医療・介護の関係職種をつなぐコーディネート業務や在宅療養に関して医療介護従事者や住民からの相談支援を行うために、在宅医療介護連携拠点を設置します。

#### (4) 任意事業

市の判断により地域の実情に応じて行う介護予防サービスで、家族介護の支援事業、認知症高齢者の見守り事業、配食事業、成年後見制度の援助事業等を行います。

#### ■ 配食サービス（58 ページ）〔再掲〕

ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の高齢者に栄養バランスのとれた食事（昼食）を提供して、自立と生活の質の向上を図るとともに日常の安否を確認します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
利用者数	人	84	102	124	見込 150	目標 200
配食数(延べ利用者数)	食	13,196	15,392	17,783	見込 18,348	目標 24,500

#### ■ 家族介護支援事業（59 ページ）〔再掲〕

介護保険制度における地域支援事業の任意事業として、9 か所の市内社会福祉法人に委託し家族介護教室を開催しています。

さらに、大里広域市町村圏組合及び地域包括支援センターと連携しながら、在宅で高齢者を介護する家族等の精神的負担の軽減を図ります。

### ■介護者サロン（60 ページ）〔再掲〕

常時介護を必要とする家族等の介護を行っている方の身体的、精神的、経済的負担は大きく、同じ悩みを抱える方たちのコミュニティの場として、また専門的知識の収集の場として、より有益な介護者サロンの開催について、今後も社会福祉法人やNPOとの連携を深めます。

### ■認知症サポーター養成講座（61 ページ）〔再掲〕

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、認知症を正しく理解し、認知症高齢者や家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトの方を講師として開催していきます。市政宅配講座として開催するほか、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進を図るため、市内の小・中学校でも養成講座を開催し、認知症サポーター数の増加を目指します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
サポーター数（累計）	人	18,402	21,337	23,742	見込 25,600	目標 33,000

### ■認知症キャラバン・メイト養成研修への参加促進（62 ページ）〔再掲〕

市職員及び市内の関係機関、事業所等に対し、県等が実施する「認知症キャラバンメイト養成研修」への参加を促し、認知症サポーター養成を推進するキャラバンメイトの確保に努めます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
キャラバン・メイト数	人	53	60	69	見込 76	目標 97

### ■サポーター・タグ普及事業（62 ページ）〔再掲〕

外出時の認知症等介護者に対する周囲の理解と、協力意識の拡大のため、介護中であることの目印である腕章「サポーター・タグ」を作成し、介護者に貸し出すことで、介護者に対する支援と、要介護者や介護者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、腕章を事業所等へ設置してもらい、来所した介護者に貸出しを行います。

### ■成年後見制度利用支援事業（73 ページ）〔再掲〕

重度の認知症により判断能力が不十分で、2親等内の親族がいない又は成年後見等開始審判申立を行う者がいない、又は成年後見人等がいないために介護サービス等の利用に支障がある方の成年後見等開始の審判申立を市長が行い、被後見人の資力に応じて申立費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
市長申立件数	件	5	4	7	見込 8	目標 20

### 3 在宅医療と在宅介護の連携

#### 【現況と課題】

高齢になった時の、健康と介護に多くの方が不安を感じています。

高齢者が病気になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるように、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的に必要なサービスを提供していくことが必要です。

#### 【施策の方向】

医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と緊密に連携しながら、在宅医療と在宅介護を一体的に提供できる体制づくりを進めます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業（79 ページ）〔再掲〕

多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図り、在宅医療と在宅介護の連携を検討するために推進会議を設置します。推進会議では、下記事項について地域における課題の整理を行い、具体的な対応策を検討します。

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・ 医療・介護関係者の研修
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

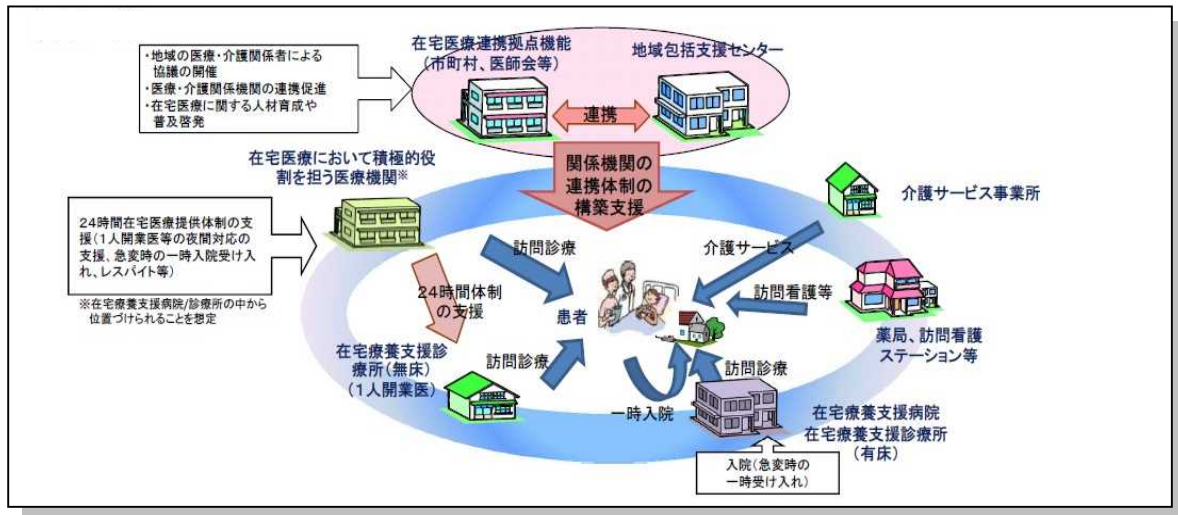
#### ■多職種連携研修（80 ページ）〔再掲〕

医療・介護の関係者に、在宅医療に関する研修を実施します。



## ■ 在宅医療介護連携拠点（80 ページ）〔再掲〕

在宅で療養を希望する患者と医療・介護の関係職種をつなぐコーディネート業務や在宅療養に関して医療介護従事者や住民からの相談支援を行うために、在宅医療介護連携拠点を設置します。



資料：厚生労働省のホームページから

## 4 地域共生社会の実現

### 【現況と課題】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和 2 年に社会福祉法等の一部が改正されました。これにより、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のため、多方面から重層的に取り組むことができるようになりました。

### 【施策の方向】

地域包括ケアシステム推進の観点から、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供できる体制づくりに努めます。また、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等を推進します。

地域の持つ力と公的な支援体制が協働し、安心して暮らせる地域を目指します。

## ■ 共生型サービスの検討

法改正により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」が創設されました。

今後、サービス事業所の設置等、大里広域市町村圏組合と連携を図っていきます。

## 第 7 節 介護保険事業の円滑な推進

---

介護保険事業については、平成 15 年度から大里広域市町村圏組合が保険者となり、介護サービスの需要の増大や、多様化する住民ニーズに応えるため、深谷市、寄居町と協力し、事業を行っています。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに考慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されるような取組を進めていくことが求められています。

このため、保険者が円滑な運営を推進できるよう、緊密な連携を図りながら、介護保険事業の推進を図っていきます。

### 1 介護サービスの質の確保・向上

#### 【現況と課題】

国は、介護保険事業の第 8 期介護保険事業計画において、以下の 7 点を基本指針としています。

- ・ 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県と市間の情報連携強化
- ・ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ・ 災害や感染症対策に係る体制整備

今後も、質の高いサービスの提供と適切な制度運営が図られるよう、保険者と緊密に連携しながら、事業を実施していく必要があります。

#### 【施策の方向】

介護サービス提供事業者との連携体制を強化し、サービスに対する需要及び供給体制についての情報交換の機会の充実を図るとともに、適切で質の高いサービスが提供されるよう、また、住み慣れた地域において、自立支援・介護予防の視点に立ち、多様な制度を活用しつつ在宅介護の可能性を追求した、「地域包括ケア」の推進について保険者との連携に努めていきます。

## ■介護給付の適正化

介護保険事業を適正に運営していくため、介護保険事業計画に基づいた介護給付等の適正化に向け、保険者と一層の取組を推進していきます。

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアマネジメント等の適正化
  - ア ケアプランチェック
  - イ 住宅改修の審査
  - ウ 認定調査票の基本調査と給付実績を活用したチェック
- (3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - ア 実地指導・監査
  - イ 県や大里広域市町村圏組合が実施する実地指導への同行
  - ウ サービス利用者に対する介護給付費通知の発送
  - エ 介護と医療との突合・縦覧点検の実施
  - オ サービス提供事業所への一斉自主点検の実施
- (4) 第三者行為求償事務の適正化
- (5) 介護保険制度の周知

## 第 8 節 入所施設の確保

---

何らかの理由で介護が必要になったり、環境的な要因や、経済的困窮に陥ったりといった介護以外の理由から居宅での生活が困難となった高齢者の生活の場としての入所施設について、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に努めます。

### 1 居住系サービスの確保

#### 【現況と課題】

介護を必要とする方の入所施設については、団塊の世代の方がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を見据えながら、中・長期的な視点からの検討が必要です。

また、保険者である大里広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」におけるサービス見込み量に基づいて、質・量ともに適正な確保が必要であることから、今後とも同組合及びその構成市町である深谷市、寄居町との連携が必要です。

一方で、環境的な要因や経済的な困窮といった、介護以外の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場として、本市にはそうした高齢者の「養護」を目的とした養護老人ホームが設置され、必要に応じて入所措置を行っています。

社会環境の変化や家族環境の変化に伴って、身寄りのないひとり暮らし高齢者が増加し、また虐待による緊急保護的な対応が必要なケースも増えてきており、高齢者の状況に応じて安心して過ごすことのできる生活拠点の確保は欠かせません。

高齢者仕様の賃貸住宅をはじめ、多様な高齢者施設が整備されてきている現状の中で、適切な入所施設の選択は、生活の安定確保の重要な条件のひとつです。

#### 【施策の方向】

介護を必要とする方の入所施設については、引き続き、大里広域市町村圏組合及びその構成市町との連携によりその適正な確保に努めます。

また、環境的、経済的な理由から居宅において生活することが困難な高齢者の生活の場となる入所施設の確保と、必要に応じた入所措置に努めます。

#### ■養護老人ホーム

環境や経済的な理由等により、居宅で生活することが困難な高齢者等を入所措置します。

## 2 施設の運営主体である社会福祉法人等への指導等

### 【現況と課題】

各種施設への指導については、埼玉県や大里広域市町村圏組合が、その種別や規模に応じて実施しています。

また、平成 25 年度の権限移譲により、主たる施設が市内に所在し、かつ、市内のみでその施設を運営する社会福祉法人に対して、市が指導監査事務を実施しています。

### 【施策の方向】

今後も、埼玉県や大里広域市町村圏組合等の施設を所管する関係機関と連携しながら、施設運営を行っている社会福祉法人等に対し、法人の自主性・自律性を基本としつつ、運営面や財政面から指導・助言を行うことにより、各種施設の水準の向上や、より良い施設運営ができるようサポートしていきます。

## 第3章 安全で快適に暮らせるまちをつくる

### 第1節 安心・安全の確保

東日本大震災や令和元年台風第19号などの教訓を踏まえ、高齢者が地域で安全かつ安心して生活できるよう、関係機関との連携を図りながら、防災に関する正しい知識の普及と意識啓発、いざというときの支援体制の充実を図るとともに、多発する高齢者の消費者被害対策や交通安全対策を推進します。

#### 1 災害時における避難支援体制の確立

##### 【現況と課題】

東日本大震災以降、各地で地震や豪雨による水害等が頻発しており、市民の防災意識は高まっています。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を最小限にするため、地域の自主防災組織率の向上、災害ボランティア活動の促進、自主的な防災訓練による防災知識の普及、地域住民や関係機関との連携により高齢者、障害者などの避難行動要支援者に対する支援体制の充実等、私たちの住むまちを災害に強いまちに変えていく必要があります。

##### 【施策の方向】

災害時等に支援が必要な高齢者の状況把握に努め、地域住民が地域の避難行動要支援者を支援できる体制と、自主防災組織の結成及び活動の支援を図るとともに、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。

また、防災意識の啓発や情報伝達体制の整備により、高齢者が災害時に適切な判断と迅速な避難行動等が取れるよう、地域の防災訓練を推進し、避難所での生活が困難な要援護者を受け入れるため、社会福祉法人等との災害時の応援協定等の締結を進めていきます。

そして、平成29年6月19日に施行された改正水防法に基づき、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等については、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

### ■避難行動要支援者の避難支援計画の策定

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等の関係機関と連携し、個人情報保護に配慮しながら、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び要支援者一人一人の支援方法を定めた「個別計画」を策定しています。

引き続き、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら、計画の策定について、周知、啓発に努めます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
名簿情報の事前提供の同意者数	人	6,777	6,487	6,494	見込 6,800	目標 7,700
同意者の個別計画策定率	%	38	38	37	見込 38	目標 45

### ■自主防災組織への支援

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を促進し、結成時にかかる防災用資機材整備費の助成を引き続き行います。

また、既存組織については、活動において中心的な役割を担うリーダーの育成、訓練の指導等を行うとともに、防災訓練実施にかかる消耗品や資機材整備費（直近 5 年間に年 1 回以上の訓練を 3 年間実施した組織に限る。）の助成を行います。

また、令和元年度に地区における防災活動の計画策定を支援するために、地区防災計画策定事業補助金を新設しました。

さらに、洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用し、防災説明会等により意識啓発に努め、地域の危険性、避難場所、緊急連絡先、情報連絡経路などの周知、啓発に努めます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
自主防災組織組織率	%	71	71	80	見込 81	目標 81
地域防災訓練実施数	件	211	177	193	見込 100	目標 180

### ■情報伝達網の整備

災害時に市民へくまなく情報を伝達するため、防災行政無線（固定系）受信所を増設するほか、現行のアナログ方式からデジタル方式に更新しました（平成 29 年度完了）。

また、災害発生時の電話が繋がらない場合などに備えて、車載の防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話を整備しています。



さらに、市のホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）やケーブルテレビ等を活用した防災情報の発信を行うとともに、高齢者に配慮した多様な情報手段を検討していきます。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
防災行政無線の受信所数	基	248	251	254	見込 256	目標 265
メール登録者数	人	15,468	15,985	17,834	見込 19,240	目標 21,000

### ■ 要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の策定

施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平成 29 年 6 月 19 日に施行された改正水防法に基づき、市の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内にある市内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定や避難訓練の実施に向けた啓発を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
該当施設の計画作成率	%	64	74	77	見込 79	目標 100

## 2 防犯対策の推進

### 【現況と課題】

近年、街頭における犯罪や住宅へ侵入しての窃盗など、身近なところで犯罪が多発しているほか、振り込め詐欺の手口も巧みとなり、被害は後を絶たない状況です。地域における防犯意識の高揚や、認識を深めるとともに、高齢者自らが身を守るための意識啓発と、地域ぐるみの対策など啓発活動をさらに推進する必要があります。

### 【施策の方向】

熊谷警察署を始めとした関係機関と連携し、地域で行う防犯活動を、引き続き支援し、高齢者を含めた社会的弱者を守る体制の強化を行います。

また、高齢者自らが犯罪から身を守ることができるよう、啓発活動や防犯教育の推進にも努めます。

### ■ 防犯教室・講習会の実施

高齢者を犯罪から守るため、警察と協力しながら、高齢者を対象とした防犯教室を実施するなど、防犯意識の高揚や認識を深めるための取組を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
開催回数	回	19	14	7	見込 2	目標 20

### 3 消費者被害の防止

#### 【現況と課題】

高齢者を狙った悪質な訪問販売や、振り込め詐欺などにより、消費生活に関するトラブルは多様化・複雑化しています。

アンケート調査によると、悪質商法に対して不安を感じる高齢者はほぼ半数にのぼり、実際に被害にあったり、勧誘されたりしたことがある人は、前回よりもわずかに増加し、約 9.3%います。

現在、消費者被害対策として、消費生活センター（市民相談室内）において消費生活相談を実施しているほか、消費生活相談員等による消費生活講座の開催や、市報・ホームページ等での広報活動を行っています。

また、令和 2 年 2 月 13 日に設置した熊谷市消費者安全確保推進会議を活用し、関係機関と消費生活センターが連携して相談体制強化を図っています。

#### 【施策の方向】

商品やサービスの質、消費者と事業者との間で起こった契約トラブル、悪質商法や振り込め詐欺等についての苦情や相談を、引き続き、専門の資格を持った消費生活相談員が実施し、トラブル解決のために助言やあっせんを行います。

そのほか、消費生活講座の開設や講師の派遣により、消費生活に関する知識の普及に努めるとともに、引き続き、悪質商法等に対する注意喚起、啓発に努めます。

#### ■消費生活講座の開催

市政宅配講座等において、「悪質商法の被害とその対処法」などの講座を開催し、消費生活に関する知識の普及や注意喚起を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
消費生活講座参加人数	人	866	784	782	見込 200	目標 1,000

## 4 高齢者の交通安全対策の強化

### 【現況と課題】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者が関わる交通事故が多く発生しています。  
また、高齢者が交通事故の被害者となるばかりでなく、加害者となるケースが増加しています。  
そのため、長寿クラブ等に対して交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を促進していますが、こうした活動に参加できない高齢者への対策に取り組むことも必要となっています。

### 【施策の方向】

高齢者が交通事故に巻き込まれないよう、高齢者の交通安全意識の高揚、交通マナーの習得と向上を図るとともに、高齢者が加害者にならないよう、引き続き、高齢者の参加する団体や地域に対し交通安全教室を開催していきます。

さらに、地域とのつながりの少ない高齢者に対して、高齢者交通安全教育指導者や交通安全母の会による高齢者世帯訪問を行い、交通事故防止の啓発に努めます。

### ■交通安全教室の実施

高齢者の交通事故を防止するため、高齢者を対象とする交通安全教室を開催します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
開催回数	回	18	18	9	見込 6	目標 18



## 第 2 節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

---

ノーマライゼーションの理念の周知や意識の啓発などに取り組むとともに、ハード面においては、道路や公共施設等のユニバーサルデザインの導入など、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、移動手段の少ない高齢者の生活を支援できるようなサービスについて検討していきます。

### 1 人に優しい道路や公園等の整備

#### 【現況と課題】

高齢者等の移動における利便性と安全性向上を目的として、歩道等の段差解消や、車いすでの通行を容易にするためのユニバーサルデザインブロックの設置、道路側溝の蓋掛けにより、歩行空間の安全性の向上を図っています。

また、公園・緑地の出入口、水飲み施設及び多機能トイレの設置や、高齢社会を迎え、健康遊具の設置などを進めています。

自宅に引きこもりがちな高齢者に対し、公園が地域の交流拠点となり、外出するのが楽しみとなるような施設整備が必要です。

また、公園の管理については、公園サポーター制度を活用するなど、地域と一体となる組織作りが必要です。

なお、バリアフリー化事業の推進においては財政的負担が大きいため、費用対効果や優先順位等を検討した上で、計画的に推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

高齢者等が、安全で快適に利用できる歩行空間の確保を図るため、引き続き、歩道の通行を阻害する放置自転車の撤去や、自転車通行環境整備等により、交通安全に配慮するなど交通環境の整備を進めます。

また、公園については、健康遊具を設置するほか、公園サポーター制度の推進により、公共空間の適正な管理を進め、市民の使いやすい公園づくりなど人に優しい環境整備を進めます。

### ■ユニバーサルデザインブロックの設置

高齢者等が、車いすでの移動を容易にできるよう、ユニバーサルデザインブロック（熊谷UDブロック）の設置を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
設置箇所	箇所	13	2	2	見込 0	目標 5

### ■側溝蓋掛けの計画的な実施

高齢者等の移動の安全性を向上するため、側溝蓋掛けを計画的に行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
実施箇所	m	311	190	224	見込 381	目標 300

## 2 交通手段の確保

### 【現況と課題】

高齢者等の移動手段の確保と、公共施設利用者、来訪者等の利便性の向上を図るため、市全体の公共交通について検討を重ね、市内循環バス路線の拡大を図ってきました。

今後の高齢化とともに、交通手段の確保ができないひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増えることが予想される中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、生活の安定確保のため、地域の多様な輸送資源としての福祉輸送である介護タクシーなど、移動支援サービスの検討が必要になります。

### 【施策の方向】

熊谷市地域公共交通網形成計画等に基づき、本市の人口減少及び少子高齢化に対応した公共交通ネットワーク形成を総合的かつ一体的に推進します。

市内循環バスについては、地域公共交通会議において運行について評価検証するとともに、利用者拡大や PR を図り、移動ニーズに対応するため、見直しを進めていきます。

### ■市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行

民間バス路線を補完し、高齢者や子供などの移動手段を確保するため、市内循環バス（ゆうゆうバス）の運行を行います。「熊谷市地域公共交通網形成計画（平成 27 年度策定）」に基づき、平成 30 年 10 月にはルートおよび時刻の見直しを行い、令和 2 年 9 月には新規路線「くまびあ号」の本格運行を開始しました。

このほか、70 歳以上の運転免許所持者が自主的に運転免許を返納した場合に、ゆうゆうバスに無料で乗車できる乗車証を発行していますが、平成 30 年 4 月からは、年齢要件を撤

廃し、警察署で発行する「運転経歴証明書」によっても無料で乗車できるよう、利用者の利便性の向上を図りました。

また、民間路線バスにおいても、70歳以上の方が安価に乗車できるシニアパスを発売し、市から免許返納者に対し購入額の1/3の補助を行っています（1年定期：定価36,000円のところ、返納者に対し24,000円で販売）。

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
ゆうゆうバス利用者数	人	212,172	221,111	238,203	見込 238,000	目標 250,000
公共交通に満足している市民の割合	%	40.5	42.5	41.4	見込 42.0	目標 50.0

### 3 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入促進

#### 【現況と課題】

「埼玉県福祉のまちづくり条例」では、ノーマライゼーション、バリアフリーの理念のもとに、全ての住民が安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、施設のバリアフリー化の整備基準を定めています。

また、本市も熊谷市バリアフリー基本構想に基づいて各施設のバリアフリー化を推進しています。

#### 【施策の方向】

既存の公共施設については、段差の解消やスロープ、手すりの設置などを進めます。

また、公共施設の新築等に当たっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、実施していきます。

### 4 高齢者向け住宅の適正確保

#### 【現況と課題】

多様な生活ニーズを持つ高齢者が、安全で安心して暮らせる住まいの選択肢を増やすため、居住の安定確保に資する制度や、多様な高齢者向けの住宅についての情報提供や啓発を行っています。

また、高齢者等が、心身の安全のための住宅整備を真に必要とする場合の改修に対し、必要な資金の貸付や、介護保険事業での住宅改修などの制度について周知を行っています。

アンケート調査では、ひとり暮らしの世帯、夫婦のみの世帯及び本人とその他の高齢者のみの世帯が 54%を占め、これらのうち、60 歳以上の方で、日常的に行き来する親族がいないとする方が 31%を超えています。

### 【施策の方向】

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、県において、ひとり暮らし高齢者等の世帯が居住できるサービス付き高齢者向け住宅の事業の登録により、高齢者のニーズや福祉サービスの状況を踏まえた地域バランスに配慮した多様な住まいの普及が進められています。

この普及を促進するとともに、三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業等を行い、多世代同居等への支援策を行います。

### ■ 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業

高齢者や障害者が専用の住宅や居住環境の改善により、住みやすく、安全な生活が送れるようにするために、増築、改築又は改造する場合に必要な改修資金の貸付を行います。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
貸付件数	件	0	0	0	見込 0	目標 1

### ■ 三世代同居等のための新築・増改築の支援

高齢者の孤立防止や子育て支援により、家族の絆の再生を図ることを目的として、親（高齢者）世帯と子（子育て）世帯が市内で同居等をしてお互いに支援し合うための、住宅の新築、購入又は増改築した場合に、その費用の一部を補助します。

	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
補助件数	件	233	169	223	見込 210	目標 200

### ■ 市営住宅の整備

単身高齢者の入居応募率が高いことから、単身高齢者向け住宅の募集を行います。

また、「熊谷市営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者でも住みやすい住宅への改修を図ります。

# 第4章 計画の推進体制

## 第1節 推進体制の整備

計画の円滑な推進を図るため、庁内推進体制を確立するとともに、広域行政及び国・県との連携及び役割分担を行っていきます。

### 1 庁内推進体制の確立

本計画は、保健福祉分野を中心に労働、教育、市民活動、建設、消費者行政など多くの分野が関連していることから、高齢福祉担当部署を核として、全庁的な計画調整会議、高齢者の保健・医療・福祉・介護にかかる部門間の計画推進会議、個別計画に対応したプロジェクトチームによる会議等を開催し、総合的・専門的な庁内推進体制を確立します。

### 2 関係機関等の連携強化

本計画の推進に当たっては、多くの関係機関や地域で活動する組織・団体等による連携・協力が不可欠です。

高齢化が進んでいる現状に即した対応が図れるよう、それぞれの立場や役割のなかで、互いに連携しながら推進していくために、交流や情報交換の機会を充実するとともに、市あるいは関係機関から積極的に、協働による事業展開が企画・提案され、実践される体制づくりを進めます。

- (1) 関係機関・団体間ネットワークの充実強化
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 市民協働型事業の推進

### 3 市民の主体的な活動の促進

市報、市ホームページ等を通じて、計画の趣旨及び内容等についての周知と理解を促進するとともに、地域社会活動に関する情報等を提供していき、「いきいきあんしん 元気で長寿のまち くまがや」の実現に向けた幅広い市民の主体的な取組・参加を促進します。



#### 4 合理的な行財政運営

本計画と他部門の計画との調整を図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分、補助制度の有効活用等、計画的・合理的財政運営を推進します。

また、利用者に対しては、適正な費用負担についての理解を求めていくとともに、保健福祉サービスにかかる行政と民間との役割分担を明確にした行財政運営を図ります。

#### 5 調査・研究と職員資質の向上

高齢化が進む現在、高齢者の地域や社会活動に対する考えは多様化しています。

社会経済状況の変化や、高齢者の多様なニーズ等諸課題に対する調査・研究を進めるとともに、それに基づく既存サービス・施設の見直しや、新たなサービスのあり方を、現状の行政主体の対応にとどまらず、高齢者がいかに自主的・自発的に取り組んで、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して生活していけるかについて、調査・研究します。

また、高齢社会や保健福祉サービスへの理解を深めるための専門研修への派遣や研修会の開催等を通じて、職員の意識と資質の向上を図ります。

## 第2節 計画の進捗管理

### 1 計画の公表

本計画の推進を図る上では、目指すべき高齢社会の将来像や取組について、高齢者をはじめとする計画に関わる全ての人々が共通認識を持つことが必要です。

そのため、市のホームページ等を活用し、広く市民に公表するとともに、本計画の趣旨、制度の改正等について普及・啓発に努めます。

また、シルバーガイド（高齢者福祉サービスのしおり）を作成し、事業の周知に努めます。



### 2 進捗状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するに当たっては、関係機関・団体の相互の連携・調整を図り、定期的に計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。

また、その実施に当たっては、市、大里広域市町村圏組合及び熊谷市社会福祉協議会等と連携し、取り組むことができるよう、お互いの情報共有を図っていきます。

## 第 3 部 資料編

## 熊谷市高齢社会対策基本計画の策定経過（予定含む）

年 月 日	経 過
令和2年5月8日～5月29日	○「高齢社会に関するアンケート」実施 ・対象：熊谷市在住の要介護認定を受けていない 40歳以上の方を無作為に2,500人抽出
令和2年10月22日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第1回） ・会長・副会長互選 ・熊谷市高齢社会対策基本計画策定スケジュールについて ・アンケート調査集計報告 ・計画の骨子案について
令和2年11月26日	●熊谷市高齢社会対策審議会（第2回） ・計画の素案について ・骨子案からの変更点等について
令和2年12月	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（各論部分・素案）」 について確認 ・対象：関係各課
令和2年12月22日	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について確認 ・対象：経営戦略会議委員
令和3年1月22日（予定）	○「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について報告 ・対象：市議会全員協議会
令和3年1月（予定）	○埼玉県及び大里広域市町村圏組合への協議 ・「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について
令和3年1月22日～2月12日 （予定）	○パブリックコメント実施
令和3年2月25日（予定）	●熊谷市高齢社会対策審議会（第3回） ・「熊谷市高齢社会対策基本計画（案）」について ・答申書（案）について
令和3年3月（予定）	●熊谷市高齢社会対策審議会から、市長に対し熊谷市高齢 社会対策基本計画（案）の答申
令和3年3月（予定）	○計画を市議会へ報告

## 熊谷市高齢社会対策審議会条例（平成 17 年条例第 144 号）

### （設置）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、本市の高齢社会対策基本計画の策定に関し、必要な事項を審議するため、熊谷市高齢社会対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 市議会の議員
- （3） 関係団体、関係行政機関の代表者
- （4） 市民の代表

### （委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、計画の答申の日までとする。

### （会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （意見聴取等）

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

### （守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### （委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

熊谷市高齢社会対策審議会委員名簿（敬称略）

区分 (条例第2条第2項)	委員氏名	役職名等
1号委員 ◎	溝口 元	立正大学 社会福祉学部教授
2号委員	野澤 久夫	熊谷市議会議員
	田中 正	熊谷市議会議員
3号委員 ○	西山 秀木	熊谷市医師会 副会長
	三橋 守泰	熊谷市歯科医師会 専務理事
	富岡 伸夫	熊谷薬剤師会 副会長
	原科 正夫	埼玉県北部福祉事務所 所長
	大野 伸廣	熊谷市民生委員・児童委員協議会 理事
	寺田 治子	熊谷市社会福祉協議会 副会長
	井口 宣子	熊谷市シルバー人材センター 監事
	中村 淳	埼玉県老人福祉施設協議会大里支部 特別養護老人ホーム立正たちばなホーム 施設長
4号委員	丸岡 孝夫	熊谷市自治会連合会 副会長
	藤野 銀三	熊谷市長寿クラブ連合会 会長
	駒宮 淳子	公 募
	加藤 英明	公 募

◎印は会長、○印は副会長を示す。

# 用語解説

## あ 行

### 悪質商法

消費者に困惑又は威迫を与えたり、欺瞞ぎまんに満ちた方法で心理操作をしたり、故意に重要点を隠したりすることによって契約を締結させ、消費者に損害を与える行為のこと。

### NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。なお、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

### 大里広域市町村圏組合

埼玉県大里地域の熊谷市、深谷市、寄居町の 2 市 1 町で構成される広域市町村圏。広域的な行政組織として、ごみ焼却施設、不燃物処理場の運営管理にかかる事務等の共同処理のほか、平成 15 年 4 月から介護保険事業の運営を行っている。

## か 行

### 介護者サロン

家族の介護にあたる方々に気軽に来ていただいて、日々の困りごとや介護のこと等、何でも語り合える場。

### 介護予防

要介護状態の発生をできる限り防いだり遅らせること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことを指す。地域包括ケアシステムにおいては、高齢者本人の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すといった、高齢者が生きがいや役割をもって生活できるような地域づくりも含む。

### 介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の支援などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設。

## **ケアハウス**

概ね 60 歳以上の人で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、高齢等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人が利用する施設。

## **ケアプラン**

介護サービス計画のこと。介護を必要とする高齢者（要介護もしくは要支援の認定者）が、介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境、利用者及びその家族等の希望などを考慮し、提供するサービスの種類と内容、事業者を定めたもの。

## **ケアマネジメント**

生活上の援助を必要とする人のニーズを把握し、状況に応じて適切に保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整等を行うこと。基本的にはケアマネージャーが行う。

## **軽費老人ホーム**

自宅で生活することが困難な高齢者が入居する施設。食事付きの A 型、自炊の B 型、高齢者のケアに配慮したケアハウスに分類される。

## **健康いきいきサポーター事業**

社会福祉法人、企業、NPO 法人等が市と協力・連携して、高齢者の介護予防をサポートする取組として実施している事業。

## **権利擁護**

意志能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や知的障害者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

## **公園サポーター**

公園において環境美化活動等を実施するために登録されているボランティア団体等のこと。

## **高齢化率**

総人口に占める 65 歳以上人口（老年人口）の割合。



## コミュニティ

地域社会のこと。又は、居住地域を同じくすることからくる連帯感や共同意識による結びつきを指す。

## さ 行

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的としたバリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認サービスと生活相談サービスを提供する住宅。

### 埼玉県徘徊高齢者等 SOS ネットワーク

行方不明者、身元不明者に関する市町村間、近隣都県間の情報照会を円滑に実施するためのネットワーク。

### サポーター・タグ普及事業

介護中であることのわかる腕章「サポーター・タグ」を作成し、事業所等へ設置してもらい、介護者に貸し出す事業のこと。



### 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域住民が自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

### 指定管理者制度

平成 15 年の改正地方自治法で導入された、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の削減等を図ることを目的とした制度のこと。

### シナプソロジー

昭和大学名誉教授の藤本司氏監修のもと、(株)ルネサンスが開発した脳活性化のためのプログラムで、「シナプス（脳神経細胞同士の結びつき）」と「ロジー（〇〇理論）」を組み合わせた造語。シンプルで簡易な 2 つの動作を同時に行ったり、左右で違う動作をするなど、普段慣れない動きで脳に適度な刺激を与えて活性化を図るプログラムのこと。

### 市民活動支援センター

NPO・ボランティアなどの様々な分野の市民活動団体、非営利で公益的な活動をしている市民や、これから活動しようと考えている市民のための拠点施設。

## 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないが、成年後見に関する一定の知識や技術・社会規範・倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人のこと。

## 社会福祉協議会

地域の住民福祉を推進することを目的とした住民主体の自主的な団体であり、当面する福祉の諸問題解決に住民の総参加を求め、関係機関と連携して、住民福祉の向上のための各種事業を実施している。

## 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人。

## 消費生活相談員

商品やサービスの質、契約トラブル等についての苦情や相談を受け、トラブルの解決のため助言を行う相談員。

## シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るための機関で、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに役立つことを目的として事業を推進している。

## 成年後見制度

従来あった禁治産・準禁治産制度にかわって、平成 12 年 4 月 1 日からスタートした、判断能力が不十分な成年者を保護・支援するためのものであり、自己決定の尊重、残存能力の活用を重視するノーマライゼーションの理念を踏まえた柔軟かつ弾力的な制度のこと。

## た 行

### 団塊の世代

昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年にかけて生まれた世代。作家の堺屋太一が昭和 51（1976）年に発表した小説『団塊の世代』に使用し、広く使われるようになった。

### 地域サロン

高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進むなか、地域のつながりの再構築を図るための集いの場。悩みごと相談・困りごとの発見、孤立・引きこもり防止、参加者同士の見守り・支え合いや介護予防・認知症予防等の効果が期待できる。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

## 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

## 長寿クラブ（老人クラブ）

高齢者の心身の健康の増進をはかり、老後生活を健全で豊かにすることを目的とした自主的な組織で、一般的には「老人クラブ」と呼ばれる。単位自治会や町会といった規模で同一の小地域に居住する、おおむね 60 歳以上の者を会員として組織される。主な活動内容としては、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。

## デイサービスセンター

在宅生活の高齢者等に対し、日常動作訓練や食事、入浴などの各種サービスを提供する施設。

## 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設。

## な 行

### 日常生活圏域

平成 17 年の介護保険法の改正により、介護保険事業計画において定めることとされた区域。当該市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定めることとされた。熊谷市においては、市内を 8 つの日常生活圏域に区分し、それぞれの圏域に 1 か所ずつ地域包括支援センターが設置されている。

### 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を

支援する目印としてオレンジリングが授与される。

### **認知症疾患医療センター**

認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図りながら地域の認知症疾患対策の拠点となる医療機関。

### **認知症高齢者対応型共同生活介護（グループホーム）**

認知症高齢者等が、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。

### **ノーマライゼーション**

障害者や高齢者を特別視したり、特別扱いをしたりするのではなく、一般の人と平等に、かつ一般の社会で普通の生活が送れることを趣旨とする考え方。最近では福祉の基本的理念として広く認識されている。

## **は 行**

### **ハザードマップ**

災害予測図。火山噴火・地震・台風などがおきた場合に、一定の時間内にある地域に災害をもたらす可能性のある諸現象を地図上に示したものの。

### **バリアフリー化**

障害等のある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去するという意味。

### **振り込め詐欺**

家族や公的機関等になりすましての電話、架空請求、はがきといった文書などで相手をだまし、金銭を振り込ませる犯罪行為のこと。

### **フレイル**

日本老年医学会によって平成 26 年 5 月に提唱された、英語の「Frailty（フレイルティ＝虚弱）」の訳語で、健康な状態と日常生活で支援が必要な介護状態の中間を指す。加齢とともに心身の活動や認知機能などが低下した状態であるが、適切に介入・支援することで生活機能の維持・向上を図ることができるとされている。

## ま 行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、区域を定めて援護を要する人を適切に保護指導し、地域福祉増進の活動を行う民間奉仕者。福祉事務所などの関係行政機関が実施する生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉などの業務に対する協力活動のほか、低所得者世帯やひとり暮らし高齢者等の相談援護活動、心配ごと相談活動など幅広い分野の活動を行っている。

## や 行

### 有料老人ホーム

高齢者向けの居住施設のひとつで、食事の提供、洗濯や掃除等の家事の供与、健康管理といった日常生活上必要なサービスのいずれか、又は複数を提供する施設。介護サービスの提供方法によって「介護付き有料老人ホーム（ホームに配置された介護・看護職員が介護サービスを提供）」と「住宅型有料老人ホーム（訪問介護やデイサービス等、入居者自身が選択した外部の介護サービスを利用）」とに大別される。

### ユニバーサルデザイン

高齢者、児童、障害者、健常者等の区別なく、誰もが分け隔てなく使えるように、商品、住宅、まち、公園等の設計をするという考え方。

### ユニバーサルデザインブロック（熊谷UDブロック）

歩道への接続部分の段差をなくし、車イスでの移動をやすくするように熊谷市が開発したブロック。



## 要介護度

介護保険制度において、日常生活を送るうえで、身体の状態などから支援や介助がどの程度必要かを表す度合のこと。主治医意見書や訪問調査の内容をもとに、医師等の専門家によって構成される審査会で総合的に勘案して決定される。程度の軽い方から要支援 1、2、要介護 1～5 に分けられ、要介護度に応じて利用できるサービスが異なる。

## 養護老人ホーム

概ね 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な人のための入居施設。

## 5 行

### 老人憩の家

高齢者の心身の健康増進や教養の向上、レクリエーション、社会参加の機会等のニーズに対応した利用施設の一つで、昭和 40（1965）年の厚生省社会局長通知で制度化された。利用者は 60 歳以上の高齢者で、利用料は無料。

### 老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設。

---

熊谷市高齢社会対策基本計画  
(含 熊谷市成年後見制度利用促進基本計画)  
令和3年度～令和5年度

令和3年3月策定

発行／熊谷市

企画・編集／熊谷市福祉部長寿いきがい課  
〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1  
電話 048-524-1111 F A X 048-524-8790

---